

# 外国株式インデックス e

追加型投信／海外／株式／インデックス型

## 投資信託説明書

(請求目論見書)

2025年5月8日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

※本書は金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

外国株式インデックスeの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年5月7日に関東財務局長に提出しており、2025年5月8日にその届出の効力が生じております。

発行者名 : 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

代表者の役職・氏名 : 代表取締役社長 菱田 賀夫

本店の所在の場所 : 東京都港区芝公園一丁目1番1号

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

## 目次

第一部【証券情報】	1
(1)【ファンドの名称】	1
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	1
(3)【発行(売出)価額の総額】	1
(4)【発行(売出)価格】	1
(5)【申込手数料】	1
(6)【申込単位】	1
(7)【申込期間】	2
(8)【申込取扱場所】	2
(9)【払込期日】	2
(10)【払込取扱場所】	2
(11)【振替機関に関する事項】	2
(12)【その他】	2
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
1【ファンドの性格】	4
2【投資方針】	12
3【投資リスク】	21
4【手数料等及び税金】	24
5【運用状況】	27
第2【管理及び運営】	37
1【申込(販売)手続等】	37
2【換金(解約)手続等】	38
3【資産管理等の概要】	39
4【受益者の権利等】	43
第3【ファンドの経理状況】	45
1【財務諸表】	48
2【ファンドの現況】	94
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	95
第三部【委託会社等の情報】	96
第1【委託会社等の概況】	96
1【委託会社等の概況】	96
2【事業の内容及び営業の概況】	97
3【委託会社等の経理状況】	98
4【利害関係人との取引制限】	132
5【その他】	132
約款	

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

外国株式インデックス e

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ①追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。
- ②三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」又は「委託者」ということがあります。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付又は信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ③当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

10兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額（※）とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。基準価額につきましては、販売会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

### (5)【申込手数料】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜 2.0%）（※）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

申込手数料の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

※「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます。

### (6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記「(8) 申込取扱場所」に記載の照会先までお問い合わせください。

「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコ

ース) で再投資する場合は 1 口単位です。

(7) 【申込期間】

2025 年 5 月 8 日から 2025 年 11 月 7 日までとします。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を関東財務局長に提出することにより更新されま  
す。

(8) 【申込取扱場所】

下記の照会先にお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ : <https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル : 0120-668001

(受付時間は営業日の午前 9 時から午後 5 時までとします。)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに、お申込みに係る金額を販売会社に支払うものとします。  
継続申込みに係る発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、委託会社の指定する  
口座を経由して、三井住友信託銀行株式会社 (以下「受託会社」又は「受託者」ということがあります。)  
の指定する当ファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込みを受け付けた販売会社とします。販売会社の詳細につきましては、上記「(8) 申込取扱場所」  
に記載の照会先までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

<振替受益権について>

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替  
機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

当ファンドの収益分配金、償還金、一部解約金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記  
載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

<受益権の取得申込みの方法>

販売会社所定の方法でお申込みください。

取得申込みの取扱いは、原則として、営業日の午後 3 時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係

る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<申込みコース>

「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。

販売会社により取扱いコースが異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

<受益権の取得申込みの受付の中止等>

収益分配金の再投資をする場合を除き、金融商品取引所等（金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所での有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）及び外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場での有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。）をいいます。以下同じ。）における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

<受付不可日>

分配金再投資コースの収益分配金の再投資の場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### <ファンドの目的>

当ファンドは、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

###### <信託金限度額>

上限 1兆円

ただし、委託会社は受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

###### <基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
追加型	海外	債券	MR F	特殊型
	内外	不動産投信	E T F	
		その他資産 ( )		
		資産複合		

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリーフ	あり	日経225	ブル・ベア型
一般		(日本を除	ファンド	( )		
大型株	年2回	く)			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年4回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他	ロング・ショート型/絶対
債券					(MSCIコ	収益追求型
一般	年6回	北米			クサイ・イン	
公債	(隔月)				デックス(配	
社債		欧州			当込み、円換	その他
その他債券	年12回				算ベース))	( )
クレジット属性	(毎月)	アジア				
( )	日々	オセアニア				
不動産投信	その他	中南米				
	( )					
その他資産		アフリカ				
(投資信託証券						
(株式一		中近東				
般))		(中東)				
資産複合		エマージン				
( )		グ				
資産配分						
固定型						
資産配分						
変更型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記商品分類表及び属性区分表に係る用語の定義は下記の通りです。

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。



## <商品分類表定義>

### [単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

### [投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

### [投資対象資産(収益の源泉)による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

### [独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

### [補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

## <属性区分表定義>

### [投資対象資産による属性区分]

#### (1) 株式

- ①一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

#### (2) 債券

- ①一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ②公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ①資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ②資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

### [決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

### [投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

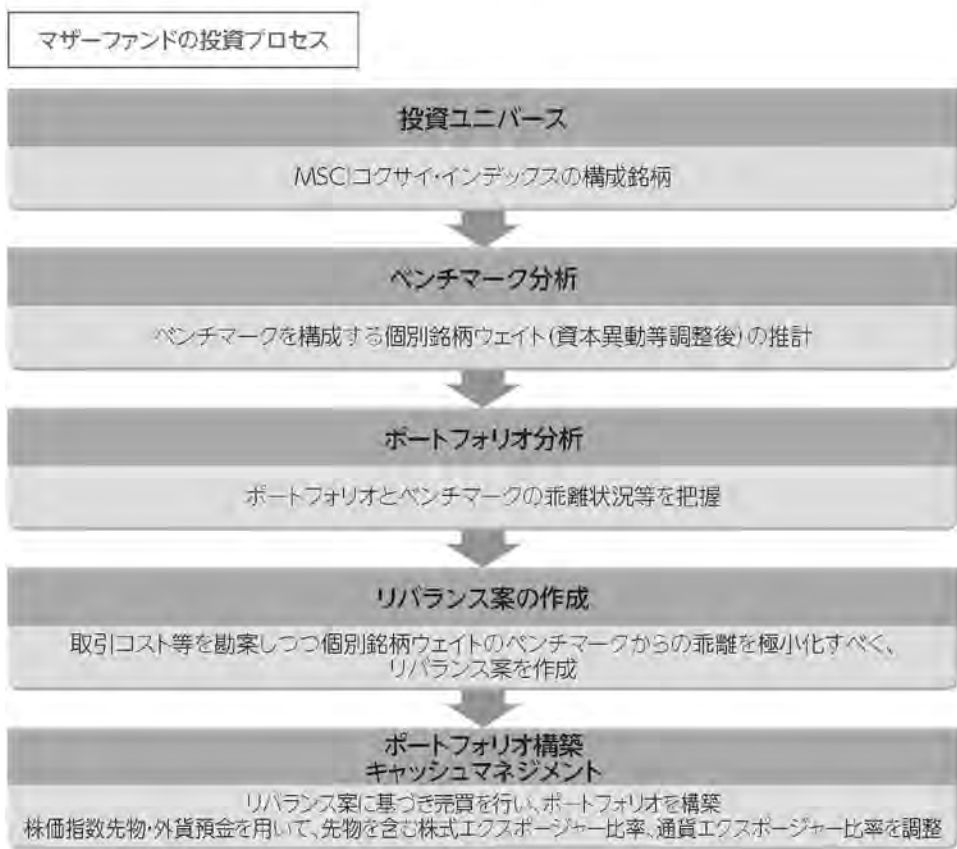
◆ESG 分類：当ファンドは ESG 投信ではありません。

<ファンドの特色>

わが国を除く世界の主要国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行います。

MSCIコクサイ・インデックスとは

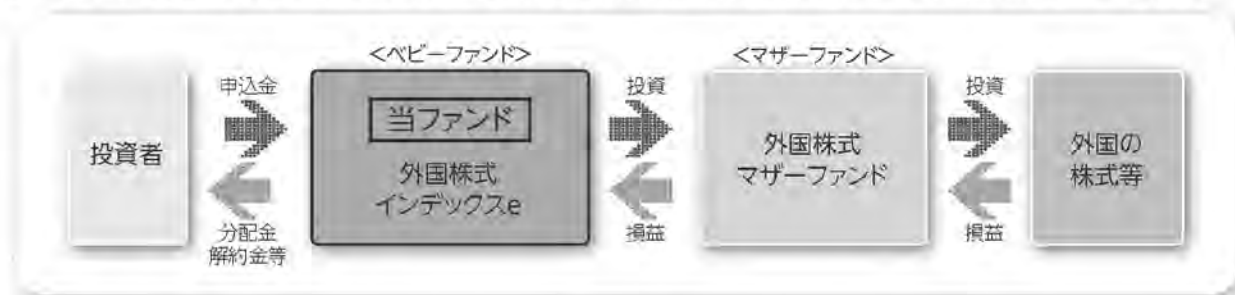
MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。「円換算ベース」は、米ドルベース指数をもとに、当社が独自に円換算した指数です。MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.はMSCIコクサイ・インデックスの内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

## ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



## 分配方針

- 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。  
ただし、分配を行わないことがあります。
  - 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

## 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

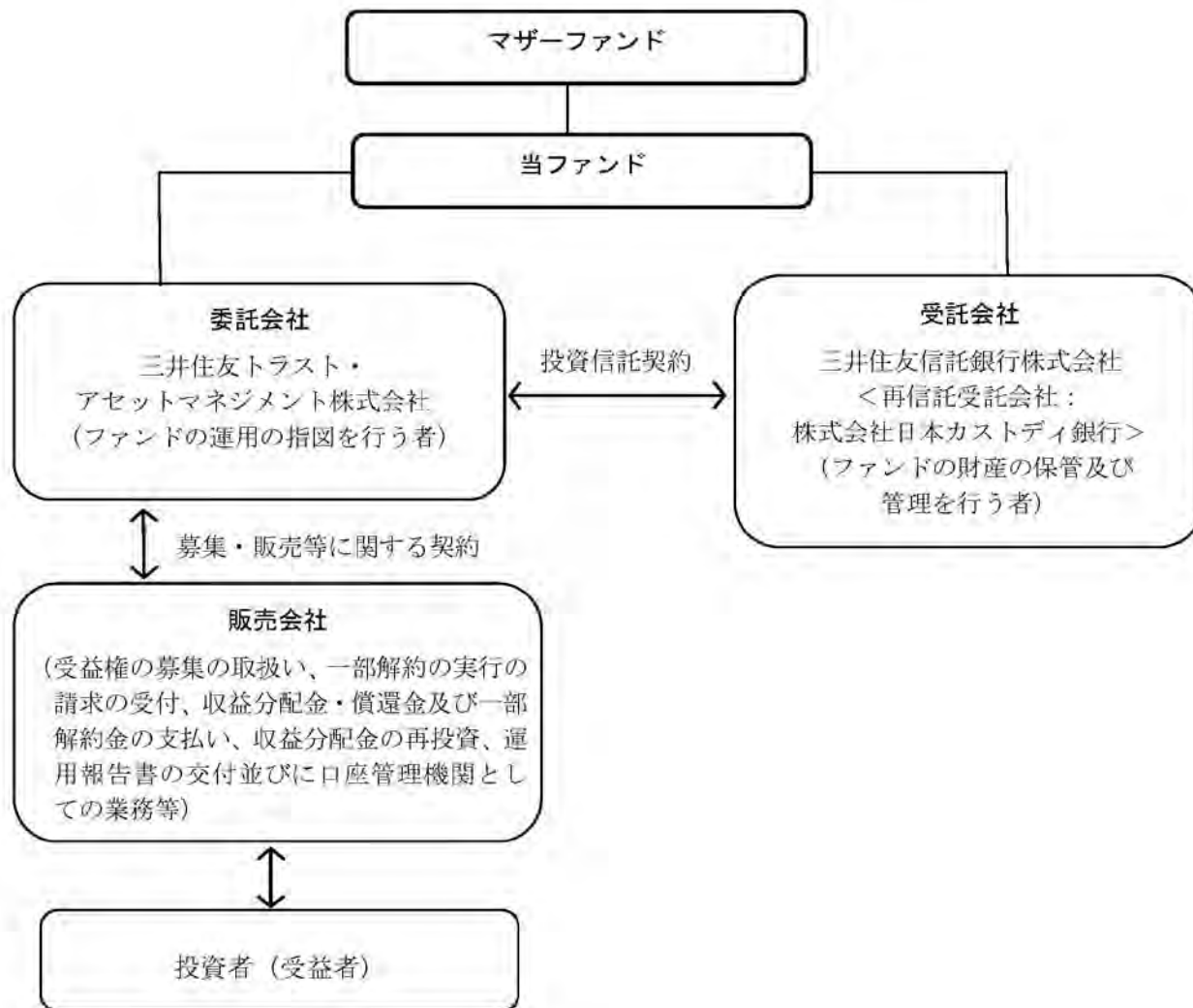
資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

2010年4月6日	信託契約締結、当ファンドの設定、当ファンドの運用開始
2012年4月1日	当ファンドの委託会社としての業務を中央三井アセットマネジメント株式会社から三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に承継 当ファンドの名称をCMAM外国株式インデックスeから外国株式インデックスeに変更 当ファンドの主要投資対象である中央三井外国株式マザーファンドの名称を外国株式マザーファンドに変更

(3) 【ファンドの仕組み】

①当ファンドの仕組み及び関係法人



②委託会社の概況 (2025年 2月 28日現在)

イ. 資本金の額: 20億円

ロ. 委託会社の沿革

- 1986年 11月 1日: 住信キャピタルマネジメント株式会社設立
- 1987年 2月 20日: 投資顧問業の登録
- 1987年 9月 9日: 投資一任契約に係る業務の認可
- 1990年 10月 1日: 住信投資顧問株式会社に商号変更
- 1999年 2月 15日: 住信アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 1999年 3月 25日: 証券投資信託委託業の認可
- 2007年 9月 30日: 金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業者の登録 (登録番号: 関東財務局長 (金商) 第347号)
- 2012年 4月 1日: 中央三井アセットマネジメント株式会社と合併し、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2018年 10月 1日: 三井住友信託銀行株式会社の運用事業に係る権利義務を承継

ハ. 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	3,000株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### ① 運用方針

当ファンドは、わが国を除く世界の主要国の株式に投資する外国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）の受益証券を主要投資対象とし、長期的な信託財産の成長を目指して、ファミリーファンド方式で運用を行います。なお、株式等に直接投資することもあります。

#### ② 投資態度

- A. 株式への実質投資は、わが国を除く世界の主要国の株式に分散投資を行い、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- B. 株式への実質投資割合は、原則として高位（90%以上）とします。
- C. 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。
- D. 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- E. 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- F. 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき及びこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは信託財産の規模が上記の運用をするに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。
- G. 信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- H. 信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- I. 信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

### (2)【投資対象】

#### ① 投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- A. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - 1. 有価証券
  - 2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、投資信託約款第23条、第24条及び第25条に定めるものに限りません。）
  - 3. 金銭債権（上記1.、2.及び下記4.に掲げるものに該当するものを除きます。）
  - 4. 約束手形（上記1.に掲げるものに該当するものを除きます。）
- B. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - 1. 為替手形

② 運用指図できる投資対象である有価証券

委託会社は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「外国株式マザーファンド」の受益証券及び次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券又は新株引受権証書
  2. 国債証券
  3. 地方債証券
  4. 特別の法律により法人の発行する債券
  5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  6. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定める優先出資証券又は優先出資引受権を表示する証書
  9. 資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券又は新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
  12. 外国又は外国の者の発行する証券又は証書で、上記1. から 11. までの証券又は証書の性質を有するもの
  13. 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
  14. 投資証券又は外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券又は証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1. の証券又は証書並びに上記12. 及び17. の証券又は証書のうち上記1. の証券又は証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から6. までの証券並びに上記12. 及び17. の証券又は証書のうち上記2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13. の証券及び上記14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 運用指図できる金融商品

A. 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）



3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

#### B. 金融商品による運用の特例

上記②の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記A. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(参考) マザーファンドの概要

#### 「外国株式マザーファンド」の概要

##### 1. 基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

##### 2. 運用方法

###### (1) 投資対象

わが国を除く世界の主要国の株式を主要投資対象とします。

###### (2) 投資態度

① M S C I コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている国の株式に投資を行い、同指数と連動する投資成果を目標として運用を行います。

② 株式の組入比率は、原則として高位（90%以上）とします。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

⑤ ただし、資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

⑥ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引並びに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。また、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引並びに外国の市場における通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引を行うことができます。

⑦ 信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、スワップ取引を行うことができます。

⑧ 信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

##### 3. 投資制限

① 外貨建資産への投資には、制限を設けません。

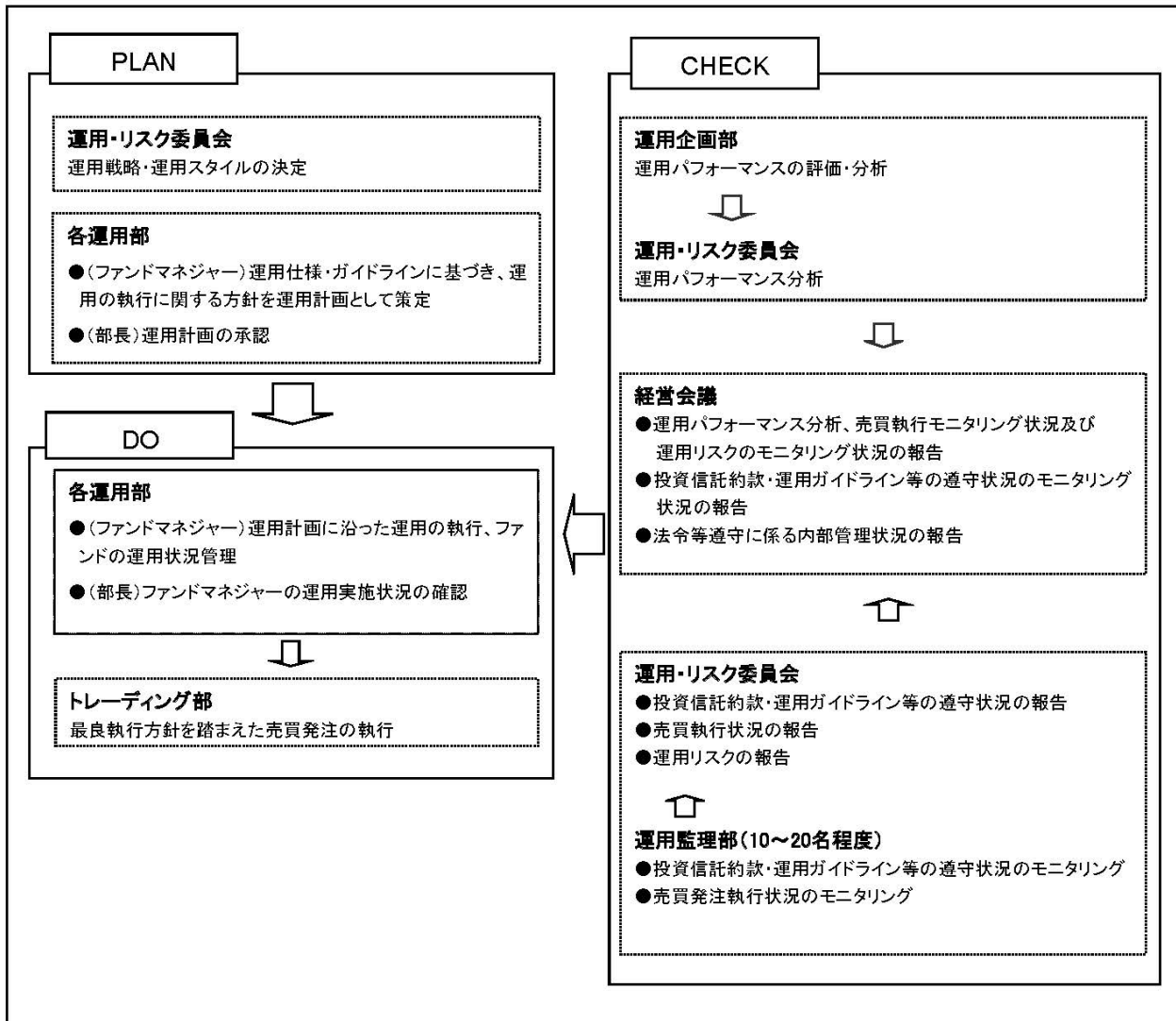
② 株式への投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

- ④ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨ デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

### (3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。記載された体制、委員会等の名称、人員等は、今後変更されることがあります。



委託会社では社内規定を定めて運用に係る組織及びその権限と責任を明示するとともに、運用を行うに当たって遵守すべき基本的な事項を含め、運用とリスク管理を適正に行うことを目的とした運用等に係る業務規則を定めています。

委託会社は、受託会社又は再信託受託会社に対して、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、外部監査法人による内部統制の整備及び運用状況の報告書を再信託受託会社より受け取っております。

### (4) 【分配方針】

- ・年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
- ・分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

- ・留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

## (5) 【投資制限】

### <約款に定める投資制限>

#### A. 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

#### B. 株式への投資割合

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

#### C. 新株引受権証券等への投資割合

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

#### D. 同一銘柄の株式への投資割合

同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

#### E. 同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債、並びに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

#### F. 同一銘柄の新株引受権証券等への投資割合

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

#### G. 投資信託証券への投資割合

投資信託証券（マザーファンド及び上場投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

#### H. 投資する株式等の範囲

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所等（金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所での有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）及び外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場での有価証券の売買又は金融商品取引法第28条第8項第5号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものをいいます。）をいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとして、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとして、ただし、株主割当又は社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 上記イ. の規定にかかわらず、上場予定又は登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場又は登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

#### I. 信用取引の指図範囲

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

ロ. 上記イ. の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンド

の受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)の合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。

ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### J. 先物取引等の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ)。

ロ. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### K. スワップ取引の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図に当たっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ. 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### L. 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図に当たっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

ニ. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うに当たり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### M. 有価証券の貸付の指図及び範囲

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の a. 及び b. の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

a. 株式の貸付は、貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

b. 公社債の貸付は、貸付時点において貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- ロ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記イ. a. 及びb. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ. 委託会社は、有価証券の貸付に当たり、担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### N. 公社債の空売りの指図及び範囲

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない公社債又は下記O.の規定により借入れた公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた公社債の引渡し又は買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ. 上記イ. の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### O. 公社債の借入れの指図及び範囲

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり、担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ. 上記イ. の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ. 信託財産の一部解約等の事由により、上記ロ. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ. 上記イ. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### P. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### Q. 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に係る外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みません。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

#### R. 一部解約の請求及び有価証券の売却等の指図

委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求及び信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### S. 再投資の指図

委託会社は、上記R. の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### T. 資金の借入れ

- イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から信託財産

で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金、解約代金及び償還金の合計額を限度とします。

ハ. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### U. 受託会社による資金の立替え

イ. 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行又は株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

ロ. 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

ハ. 上記イ. 及びロ. の立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### V. 利害関係人等との取引等

イ. 受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、信託財産と、受託会社（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託会社が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託会社の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下イ. 及び下記ロ. において同じ。）、信託業務の委託先及びその利害関係人又は受託会社における他の信託財産との間で、前記（2）に掲げる資産への投資等並びに上記I. からO. まで及びQ. からT. までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

ロ. 受託会社は、受託会社がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託会社又は受託会社の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託会社の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

ハ. 委託会社は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託会社、その取締役、執行役及び委託会社の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）又は委託会社が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前記（2）に掲げる資産への投資等並びに上記I. からO. まで及びQ. からT. までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託会社は、委託会社の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

ニ. 上記イ. からハ. までの場合、委託会社及び受託会社は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

W. 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

X. デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限り。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### <関連法令に基づく投資制限>

イ. 同一の法人の発行する株式への投資制限

（投資信託及び投資法人に関する法律、同法施行規則）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に 100 分の 50 を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

#### ① 株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

#### ② 為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

#### ③ 信用リスク

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

#### ④ 流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

#### ⑤ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

#### <その他の留意点>

- ① ファンドは、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- ② 同じマザーファンドに投資する他のベビーファンドの資金変動等に伴いマザーファンドにおいて有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を与えることがあります。
- ③ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。



投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ④ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ⑤ ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

## (2) リスクの管理体制

### 委託会社におけるリスク管理体制

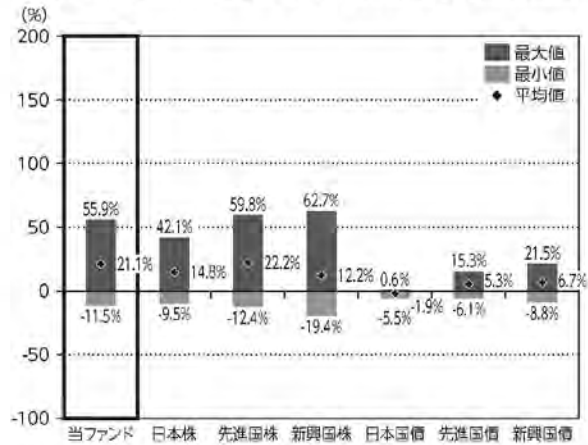
- ・運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

## 【参考情報】

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- \*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- \*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

- \*2020年3月～2025年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 各資産クラスの指数について

<b>日本株</b> TOPIX (東証株価指数) (配当込み)	TOPIX (東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広く反映するとともに、投資対象としての可能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る権利又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
<b>先進国株</b> MSCIコリイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコリイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
<b>新興国株</b> MSCI Emerging Markets インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Emerging Markets インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
<b>日本国債</b> NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ・コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公債固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に算出されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ・コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ・コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
<b>先進国債</b> FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのサウンダーではなく、本ファンドの提案、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、遅延又は中断につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
<b>新興国債</b> J.P.M. Global Bond Index (配当込み、円ベース)	本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

①取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.2%（税抜 2.0%）（※1）の率を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社に支払われます。

※1：「税抜」における「税」とは、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）をいいます（以下同じ。）。

②「分配金再投資コース」（※2）において収益分配金を再投資する場合は無手数料とします。

※2：収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」（税金を差し引いた後に現金でお受取りになるコース）と「分配金再投資コース」（税金を差し引いた後に自動的に当ファンドの受益権に無手数料で再投資されるコース）の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

③上記①及び②の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

##### (2) 【換金（解約）手数料】

<解約手数料>

ありません。

<信託財産留保額>

当ファンドは、ご解約時に信託財産留保額（※）の控除はありません。ただし、当ファンドが保有するマザーファンドの受益証券の解約に伴う信託財産留保額を、当ファンドが負担します。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、投資信託財産に繰り入れられます。

##### (3) 【信託報酬等】

信託報酬等の額及び支弁の方法

①信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率 0.55%（税抜 0.5%）を乗じて得た額とします（信託報酬 = 運用期間中の基準価額×信託報酬率）。

その配分及び当該信託報酬を対価とする役務の内容は下記の通りです。

委託会社	年率 0.187% (税抜 0.17%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価
販売会社	年率 0.297% (税抜 0.27%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年率 0.066% (税抜 0.06%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

②信託報酬は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。

③信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに投資信託財産中から支弁します。

#### (4) 【その他の手数料等】

- ①投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立て替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、そのつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合があります。）。
- ②借入金の利息は、受益者の負担とし、原則として借入金返済時に投資信託財産中から支弁します。
- ③当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料（※）、先物取引・オプション取引に要する費用（※）、組入資産の保管に要する費用（※）等は、受益者の負担とし、取引のつど投資信託財産中から支弁します（マザーファンドにおいて負担する場合があります。）。
- ④投資信託財産の財務諸表の監査に要する費用（※）は、受益者の負担とし、日々計上のうえ毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のときに投資信託財産中から支弁します。
- ⑤これらの手数料等は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料  
先物取引・オプション取引に要する費用は、売買仲介人に支払う手数料  
組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料  
財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用  
上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

##### ①個人の受益者に対する課税

##### イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち配当所得として課税扱いとなる普通分配金については、以下の税率による源泉徴収が行われます。

なお原則として確定申告不要ですが、確定申告により、申告分離課税又は総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

	税 率 (内 訳)
2037年12月31日まで	20.315% (所得税15.315%、住民税5%)
2038年1月1日以降	20% (所得税15%、住民税5%)

(2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。)

##### ロ. 一部解約金及び償還金に対する課税

一部解約時及び償還時の譲渡益は譲渡所得として課税対象となり、申告分離課税が適用されます（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その税率は、上記イ. の表の通りです。

##### ハ. 損益通算について

一部解約時及び償還時の譲渡損益については、確定申告により、特定公社債等の利子所得及び譲渡所得等の所得間並びに上場株式等（公募株式投資信託を含みます。）の配当所得（申告分離課税を選択し

たものに限ります。) 及び譲渡所得等との損益通算が可能です。

## ニ. 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

## ②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税 率（所得税のみ）
2037年12月31日まで	15.315%
2038年1月1日以降	15%

(2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。)

## ③個別元本について

イ. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）に当たります。

ロ. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ハ. ただし個別元本は、複数支店で同一ファンドの受益権を取得する場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

ニ. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の「④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について」をご参照ください。）

## ④普通分配金と元本払戻金（特別分配金）について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年2月28日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**(参考情報) ファンドの総経費率**

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(1+2)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.58%	0.56%	0.02%

※対象期間は2024年2月8日～2025年2月7日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

**5 【運用状況】**

以下は、2025年2月28日現在の状況について記載してあります。

**【外国株式インデックス e】**

**(1) 【投資状況】**

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	29,492,807,063	99.95
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	14,934,534	0.05
合計(純資産総額)		29,507,741,597	100.00

(注1) 国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

**(2) 【投資資産】**

**① 【投資有価証券の主要銘柄】**

**イ. 評価額上位銘柄明細**

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額(円)単価	帳簿価額(円)金額	評価額(円)単価	評価額(円)金額	投資比率(%)
日本	親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド	3,949,541,616	7.7523	30,618,031,470	7.4674	29,492,807,063	99.95

(注1) 国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

**ロ. 種類別投資比率**

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.95
合計	99.95

(注) 投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

**② 【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**③ 【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

		純資産総額 (円)		1 万口当たりの純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 6 期計算期間末	(2016 年 2 月 8 日)	13,137,038,380	13,137,038,380	17,626	17,626
第 7 期計算期間末	(2017 年 2 月 7 日)	14,292,478,294	14,292,478,294	20,284	20,284
第 8 期計算期間末	(2018 年 2 月 7 日)	15,631,827,576	15,631,827,576	23,594	23,594
第 9 期計算期間末	(2019 年 2 月 7 日)	15,281,483,361	15,281,483,361	23,634	23,634
第 10 期計算期間末	(2020 年 2 月 7 日)	17,371,592,734	17,371,592,734	28,536	28,536
第 11 期計算期間末	(2021 年 2 月 8 日)	17,478,318,458	17,478,318,458	31,831	31,831
第 12 期計算期間末	(2022 年 2 月 7 日)	20,600,400,302	20,600,400,302	39,267	39,267
第 13 期計算期間末	(2023 年 2 月 7 日)	21,616,966,229	21,616,966,229	41,864	41,864
第 14 期計算期間末	(2024 年 2 月 7 日)	26,615,457,818	26,615,457,818	54,989	54,989
第 15 期計算期間末	(2025 年 2 月 7 日)	30,735,777,687	30,735,777,687	68,154	68,154
	2024 年 2 月末日	27,559,659,900	—	57,344	—
	3 月末日	28,555,533,388	—	59,712	—
	4 月末日	28,813,390,505	—	60,483	—
	5 月末日	29,360,521,185	—	61,892	—
	6 月末日	31,062,171,270	—	65,643	—
	7 月末日	29,182,249,931	—	61,964	—
	8 月末日	28,557,735,424	—	60,859	—
	9 月末日	28,813,443,365	—	61,543	—
	10 月末日	30,839,668,497	—	66,181	—
	11 月末日	30,845,228,027	—	66,559	—
	12 月末日	31,674,325,569	—	69,183	—
	2025 年 1 月末日	31,276,706,225	—	69,301	—
	2 月末日	29,507,741,597	—	65,629	—

② 【分配の推移】

	期 間	1 万口当たりの分配金 (円)
第 6 期計算期間	2015 年 2 月 10 日～2016 年 2 月 8 日	0
第 7 期計算期間	2016 年 2 月 9 日～2017 年 2 月 7 日	0
第 8 期計算期間	2017 年 2 月 8 日～2018 年 2 月 7 日	0
第 9 期計算期間	2018 年 2 月 8 日～2019 年 2 月 7 日	0
第 10 期計算期間	2019 年 2 月 8 日～2020 年 2 月 7 日	0
第 11 期計算期間	2020 年 2 月 8 日～2021 年 2 月 8 日	0
第 12 期計算期間	2021 年 2 月 9 日～2022 年 2 月 7 日	0
第 13 期計算期間	2022 年 2 月 8 日～2023 年 2 月 7 日	0

第14期計算期間	2023年2月8日～2024年2月7日	0
第15期計算期間	2024年2月8日～2025年2月7日	0

### ③【収益率の推移】

	期 間	収益率 (%)
第6期計算期間	2015年2月10日～2016年2月8日	△11.9
第7期計算期間	2016年2月9日～2017年2月7日	15.1
第8期計算期間	2017年2月8日～2018年2月7日	16.3
第9期計算期間	2018年2月8日～2019年2月7日	0.2
第10期計算期間	2019年2月8日～2020年2月7日	20.7
第11期計算期間	2020年2月8日～2021年2月8日	11.5
第12期計算期間	2021年2月9日～2022年2月7日	23.4
第13期計算期間	2022年2月8日～2023年2月7日	6.6
第14期計算期間	2023年2月8日～2024年2月7日	31.4
第15期計算期間	2024年2月8日～2025年2月7日	23.9

(注1)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落)を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

### (4)【設定及び解約の実績】

	期 間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第6期計算期間	2015年2月10日～2016年2月8日	2,079,900,731	1,803,356,760	7,453,212,697
第7期計算期間	2016年2月9日～2017年2月7日	995,980,634	1,403,115,027	7,046,078,304
第8期計算期間	2017年2月8日～2018年2月7日	631,339,901	1,052,212,421	6,625,205,784
第9期計算期間	2018年2月8日～2019年2月7日	421,410,204	580,818,180	6,465,797,808
第10期計算期間	2019年2月8日～2020年2月7日	290,970,704	669,180,960	6,087,587,552
第11期計算期間	2020年2月8日～2021年2月8日	298,276,269	894,914,548	5,490,949,273
第12期計算期間	2021年2月9日～2022年2月7日	217,812,460	462,570,903	5,246,190,830
第13期計算期間	2022年2月8日～2023年2月7日	161,082,162	243,714,163	5,163,558,829
第14期計算期間	2023年2月8日～2024年2月7日	128,204,030	451,641,683	4,840,121,176
第15期計算期間	2024年2月8日～2025年2月7日	79,150,367	409,530,670	4,509,740,873

(注)当該計算期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考)

外国株式マザーファンド

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	421,605,018,505	70.45
	イギリス	21,935,045,560	3.67



	カナダ	18,817,413,105	3.14
	スイス	16,523,298,359	2.76
	フランス	15,550,464,288	2.60
	ドイツ	14,554,265,986	2.43
	アイルランド	10,933,562,450	1.83
	オランダ	9,560,961,942	1.60
	オーストラリア	9,490,521,281	1.59
	スウェーデン	4,950,234,390	0.83
	スペイン	4,322,584,051	0.72
	デンマーク	4,192,518,206	0.70
	イタリア	3,625,863,369	0.61
	香港	2,245,146,405	0.38
	シンガポール	1,848,458,950	0.31
	フィンランド	1,532,004,239	0.26
	イスラエル	1,424,268,188	0.24
	ベルギー	1,126,306,322	0.19
	ルクセンブルク	1,070,428,310	0.18
	ケイマン	948,436,378	0.16
	ノルウェー	870,691,857	0.15
	ジャージー	747,925,625	0.12
	バミューダ	661,896,772	0.11
	リベリア	516,680,177	0.09
	キュラソー	505,245,443	0.08
	ニュージーランド	397,086,817	0.07
	オーストリア	305,792,085	0.05
	ポルトガル	206,495,112	0.03
	パナマ	202,378,760	0.03
	マン島	47,486,030	0.01
	小計	570,718,478,962	95.36
新株予約権証券	カナダ	—	—
投資信託受益証券	オーストラリア	62,718,276	0.01
	香港	35,470,050	0.01
	小計	98,188,326	0.02
投資証券	アメリカ	9,444,480,420	1.58
	オーストラリア	609,117,354	0.10
	フランス	198,470,689	0.03
	シンガポール	148,326,159	0.02
	イギリス	139,878,344	0.02
	香港	101,856,370	0.02
	ベルギー	23,370,902	0.00
	カナダ	20,617,326	0.00

小計		10,686,117,564	1.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	16,984,163,522	2.84
合計(純資産総額)		598,486,948,374	100.00

(注1) 国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### その他の資産の投資状況

資産の種類	買建 / 売建	国/地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	13,104,525,228	2.19
	買建	カナダ	407,541,680	0.07
	買建	ドイツ	2,067,783,681	0.35
	買建	イギリス	906,784,857	0.15
	買建	オーストラリア	442,045,383	0.07

(注1) 評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

資産の種類	買建 / 売建	国/地域	時価合計(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	買建	—	2,534,935,181	0.42

(注1) 評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### 投資資産

#### 投資有価証券の主要銘柄

##### イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額(円) 単価	帳簿価額(円) 金額	評価額(円) 単価	評価額(円) 金額	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	880,318	34,906.03	30,728,413,032	35,516.69	31,265,982,388	5.22
アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	1,420,170	19,259.53	27,351,814,673	17,982.85	25,538,704,795	4.27
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	408,854	62,235.77	25,445,347,351	58,749.96	24,020,158,231	4.01
アメリカ	株式	AMAZON.COM	一般消費財・サービス流通・小売り	546,923	35,745.68	19,550,137,879	31,242.11	17,087,031,700	2.86
アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	126,513	106,563.54	13,481,673,553	98,518.78	12,463,906,515	2.08

アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア ア・娯楽	339,109	28,676.77	9,724,551,476	25,219.39	8,552,123,819	1.43
アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製 造装置	256,905	34,627.65	8,896,016,732	29,604.72	7,605,602,133	1.27
アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア ア・娯楽	290,164	28,932.70	8,395,230,197	25,475.33	7,392,023,857	1.24
アメリカ	株式	TESLA INC	自動車・ 自動車部 品	166,472	56,024.47	9,326,506,302	42,199.45	7,025,027,922	1.17
アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	164,735	41,443.62	6,827,215,235	38,772.01	6,387,107,644	1.07
アメリカ	株式	ELI LILLY & CO	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	46,902	130,268.27	6,109,842,770	135,475.29	6,354,062,389	1.06
アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	金融サー ビス	76,865	71,425.51	5,490,122,395	75,195.70	5,779,917,842	0.97
アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	96,719	52,007.33	5,030,097,105	53,243.60	5,149,668,309	0.86
アメリカ	株式	EXXON MOBIL	エネルギ ー	257,240	16,228.71	4,174,675,444	16,486.15	4,240,897,355	0.71
アメリカ	株式	MASTERCARD INC-CLASS A	金融サー ビス	47,929	84,886.83	4,068,541,220	84,536.60	4,051,755,152	0.68
アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORP	生活必需 品流通・ 小売り	25,594	157,301.67	4,025,979,027	152,919.33	3,913,817,478	0.65
アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケ ア機器・ サービス	53,460	79,331.08	4,241,039,900	70,129.37	3,749,116,398	0.63
アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需 品流通・ 小売り	255,397	15,393.55	3,931,468,916	14,486.55	3,699,823,786	0.62
アメリカ	株式	NETFLIX INC	メディア ア・娯楽	24,876	152,016.82	3,781,570,553	144,142.68	3,585,693,479	0.60
アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用 品・パー ソナル用 品	136,261	25,276.26	3,444,169,772	25,738.74	3,507,187,800	0.59
アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	138,939	22,975.84	3,192,240,470	24,505.46	3,404,765,371	0.57
アメリカ	株式	HOME DEPOT	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	57,715	61,987.32	3,577,598,590	58,411.71	3,371,231,895	0.56
アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	101,944	28,881.81	2,944,328,248	30,685.34	3,128,186,648	0.52
アメリカ	株式	BANK OF AMERICA CORP	銀行	402,482	7,145.24	2,875,832,820	6,603.44	2,657,765,899	0.44
オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・ 半導体製 造装置	23,068	111,300.67	2,567,484,086	108,779.95	2,509,336,117	0.42
ドイツ	株式	SAP SE	ソフトウ ェア・サ ービス	60,284	42,579.94	2,566,889,103	41,623.00	2,509,200,932	0.42
アメリカ	株式	COCA-COLA CO	食品・飲 料・タバ	236,265	9,483.09	2,240,522,542	10,607.11	2,506,089,529	0.42

			コ						
デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	186,690	13,246.10	2,472,914,409	13,387.94	2,499,396,012	0.42
アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア・サービス	55,344	49,512.33	2,740,210,541	44,137.68	2,442,755,928	0.41
アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	96,597	25,795.62	2,491,779,940	24,659.62	2,382,046,202	0.40

(注1) 国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	3.87
		素材	3.23
		資本財	6.90
		商業・専門サービス	1.54
		運輸	1.44
		自動車・自動車部品	1.70
		耐久消費財・アパレル	1.21
		消費者サービス	1.98
		メディア・娯楽	6.70
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.93
		生活必需品流通・小売り	1.86
		食品・飲料・タバコ	2.87
		家庭用品・パーソナル用品	1.39
		ヘルスケア機器・サービス	3.83
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.96
		銀行	6.00
		金融サービス	7.35
		保険	3.12
		エクイティ不動産投資信託 (REIT)	0.03
		ソフトウェア・サービス	9.53
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	6.73		
電気通信サービス	1.23		
公益事業	2.51		
半導体・半導体製造装置	8.18		
不動産管理・開発	0.27		
		小計	95.36
新株予約権証券	—	—	—

投資信託受益証券	—	—	0.02
投資証券	—	—	1.79
合計			97.16

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建／売建	数量	通貨	簿価金額 (現地通貨)	帳簿価額 (円)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P 500 EMIN	買建	298	アメリカドル	90,767,932	13,585,236,382	87,556,125	13,104,525,228	2.19
	カナダ	モントリオール取引所	S&P/TSE 60	買建	13	カナダドル	3,988,965.5	413,256,826	3,933,800	407,541,680	0.07
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	SWISS MKT IX	買建	32	スイスフラン	4,036,041	671,637,582	4,138,560	688,697,769	0.12
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	DJ EURO STOXX	買建	162	ユーロ	8,731,221.2	1,358,578,019	8,863,020	1,379,085,912	0.23
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200 FUTU	買建	23	オーストラリアドル	4,858,153	452,925,604	4,741,450	442,045,383	0.07
	イギリス	ロンドン国際金融先物オプション取引所	FTSE 100	買建	55	イギリスポンド	4,791,583.75	903,980,190	4,806,450	906,784,857	0.15

(注 1) 評価にあたっては、知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

(注 2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類	資産の名称	買建／売建	数量	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	アメリカドル	買建	12,791,800.00	1,925,940,086	1,912,949,754	0.32
	カナダドル	買建	470,000.00	48,869,660	48,681,942	0.01
	ユーロ	買建	2,090,000.00	329,222,820	325,009,300	0.05
	イギリスポンド	買建	300,000.00	57,020,970	56,503,500	0.01
	スイスフラン	買建	180,000.00	30,004,200	29,953,800	0.01
	スウェーデンクローナ	買建	1,400,000.00	19,605,600	19,499,060	0.00
	デンマーククローネ	買建	1,000,000.00	20,963,000	20,856,800	0.00
	オーストラリアドル	買建	200,000.00	18,804,400	18,640,000	0.00
	ニュージーランドドル	買建	410,000.00	34,489,610	34,484,526	0.01
	香港ドル	買建	840,000.00	16,121,280	16,164,624	0.00
	イスラエルシェケル	買建	1,250,000.00	52,287,500	52,191,875	0.01

(注 1) 評価にあたっては、計算日または計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値

が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## 運用実績

当初設定日：2010年4月6日  
作成基準日：2025年2月28日

### 基準価額・純資産の推移



基準価額	65,629円
純資産総額	295.08億円

### 分配の推移

(1万円当たり、税引前)

決算期	分配金
2021年2月	0円
2022年2月	0円
2023年2月	0円
2024年2月	0円
2025年2月	0円
設定来 分配金合計額	40円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

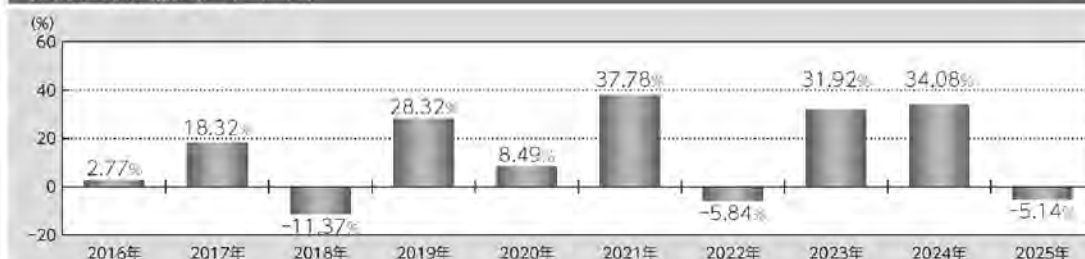
※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。  
※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

### 主要な資産の状況

銘柄名	国/地域	種類	業種	実質投資比率
APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.2%
NVIDIA CORP	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	4.3%
MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	4.0%
AMAZON.COM	アメリカ	株式	一般消費財・サービス流通・小売り	2.9%
META PLATFORMS INC-CLASS A	アメリカ	株式	メディア・娯楽	2.1%
ALPHABET INC-CL A	アメリカ	株式	メディア・娯楽	1.4%
BROADCOM INC	アメリカ	株式	半導体・半導体製造装置	1.3%
ALPHABET INC-CL C	アメリカ	株式	メディア・娯楽	1.2%
TESLA INC	アメリカ	株式	自動車・自動車部品	1.2%
JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	銀行	1.1%

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

### 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。  
※2025年は年初から作成基準日までの収益率です。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### <申込手続>

受益権取得申込者は、販売会社との間で、受益権の取引に関する契約を締結していただきます。

#### <申込コース>

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」(※)の2つの申込方法があります。ただし、販売会社により取扱いコースが異なる場合があります。

※「分配金再投資コース」での受益権の取得申込者は、販売会社との間で、分配金再投資に関する契約を締結していただきます。

#### <申込みの受付>

お申込みの受付は、原則として、営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。当該時間を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### <申込単位>

販売会社が定める単位とします（「分配金再投資コース」を選択された受益権の収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### <申込価額>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

(注) 分配金再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### <申込手数料>

前記 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料をご覧ください。

#### <申込代金の支払い>

販売会社が定める期日までにお支払いください。

#### <受付不可日>

収益分配金を再投資する場合を除き、申込日当日が下記のうちのいずれかの場合は、申込みを受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

#### <申込受付の中止等>

収益分配金を再投資する場合を除き、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた取得申込みを取り消すことができます。



#### <その他>

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又はあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行います。受託会社は、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### <問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

## 2【換金（解約）手続等】

#### <一部解約手続>

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとし、委託会社は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。

#### <一部解約の受付>

一部解約の実行の請求の受付は、原則として、営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日の受付とします。当該時間を過ぎての受付は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### <一部解約単位>

販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### <解約価額>

一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額（以下「解約価額」といいます。）とします。

解約価額は委託会社の営業日において日々算出されます。日々の解約価額は、販売会社へお問い合わせください。また、解約価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

#### <一部解約代金の支払い>

受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において当該受益者に支払われます。

#### <受付不可日>

一部解約受付日当日が下記のうちのいずれかの場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ロンドン証券取引所の休業日

#### <一部解約受付の中止等>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記<解約価額>の規定に準じて計算された価額とします。

#### <一部解約の制限>

当ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の一部解約には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

#### <その他>

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行われます。

#### <問い合わせ先>

上記手続きの詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記の照会先までお問い合わせください。

(照会先)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。)

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### <基準価額の算出方法>

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額

を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

#### <基準価額の算出頻度>

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

#### <主要な投資対象資産の評価方法>

##### A. 親投資信託受益証券（外国株式マザーファンド）の評価方法

計算日の基準価額で評価します。

##### B. 外国上場株式、外国上場投資信託受益証券、外国上場投資証券（上場には店頭登録を含みます。）の評価方法

原則として計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場（店頭登録銘柄は海外店頭市場の最終相場又は最終買気配相場）で評価します。

外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

#### <基準価額の照会方法>

基準価額は、販売会社又は委託会社へお問い合わせください。販売会社の詳細につきましては、下記に記載の照会先までお問い合わせください。また、基準価額は原則として、委託会社ホームページ（<https://www.smtam.jp/>）でご覧いただけます。

（照会先）

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

（受付時間は営業日の午前9時から午後5時までとします。）

#### （2）【保管】

該当事項はありません。

#### （3）【信託期間】

無期限とします。（2010年4月6日設定）

ただし、下記「(5)その他 <投資信託契約の終了（償還）と手続き>」の事項に該当する場合は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### （4）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年2月8日から翌年2月7日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は2010年4月6日から2011年2月7日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

### <投資信託契約の終了（償還）と手続き>

#### (1)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）

- ①委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託契約に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）させることができます。
- ・受益権の口数が30億口を下回るようになった場合
  - ・投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合
  - ・やむを得ない事情が発生した場合
- ②委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、ファンドを繰上償還させます。
- ③委託会社は、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したときは、原則として、ファンドを繰上償還させます。
- ④委託会社は、上記の場合においてファンドを繰上償還させる場合は、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。

#### (2)投資信託契約の終了（ファンドの繰上償還）に係る書面決議の手続き

委託会社は上記(1)①によりファンドの繰上償還を行おうとする場合、以下の手続きで行います。

- ①委託会社は、ファンドの繰上償還について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びにファンドの繰上償還の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ③上記①の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ④上記①から③までの規定は、委託会社がファンドの繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記①から③までの手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

### <投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>

#### (1)投資信託約款の変更等

委託会社は、以下の場合には法令及び投資信託約款に定める手続きに従い、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更すること又は受託会社を同一とする他のファンドとの併合を行うことができます。

- ・受益者の利益のため必要と認めるとき
- ・やむを得ない事情が発生したとき

委託会社は、投資信託約款の変更又はファンドの併合を行う場合は、あらかじめ、その旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、投資信託約款を変更しようとするときは、本手続きに従います。

#### (2)重大な投資信託約款の変更等に係る書面決議の手続き

委託会社はファンドの約款変更のうち重大な内容の変更（以下「重大な約款変更」といいます。）又はファンドの併合について、以下の手続きで行います。

- ①委託会社は、ファンドの重大な約款変更又はファンドの併合（併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽

微なものに該当する場合を除きます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款変更又はファンドの併合の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ②受益者（委託会社及びこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ③上記①の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ④書面決議の効力は、このファンドの全ての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑤上記①から④までの規定は、委託会社が重大な約款変更又はファンドの併合について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係る全ての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑥当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### <受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い>

- ①受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社又は受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、又は裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記<投資信託約款の変更等と重大な投資信託約款の変更等の手続き>に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- ②委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### <運用報告書>

委託会社は、毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書（全体版）を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知っている受益者に対して交付します。

#### <関係法人との契約の更改手続き>

- ・委託会社が販売会社と締結している募集・販売等に関する契約

当該契約の有効期間は、契約満了日の3ヶ月前までに委託会社及び販売会社から別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長され、その後も同様とします。

#### <公告>

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### <混蔵寄託>

金融機関又は第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書又はコマースシャル・ペーパーは、当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等が保管

契約を締結した保管機関に当該金融機関又は第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

#### <投資信託財産の登記等及び記載等の留保等>

- ①信託の登記又は登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記又は登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記又は登録を留保することがあります。
- ②上記①ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託会社又は受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記又は登録をするものとします。
- ③投資信託財産に属する旨の記載又は記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載又は記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

## 4 【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金に対する請求権

- ①受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②収益分配金は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③上記②の規定にかかわらず、収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、分配金再投資に関する契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載又は記録されます。
- ④上記②に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑤受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### (2) 償還金に対する請求権

- ①受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。
- ②償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ③償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ④受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

### (3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることにより換金する権利を有します。

詳細につきましては、上記「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間(2024年2月8日から2025年2月7日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。



# 独立監査人の監査報告書

2025年4月15日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている外国株式インデックスeの2024年2月8日から2025年2月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、外国株式インデックスeの2025年2月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

【外国株式インデックス e】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第 14 期 (2024 年 2 月 7 日現在)	第 15 期 (2025 年 2 月 7 日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	86,968,186	101,152,802
親投資信託受益証券	26,602,128,917	30,720,346,697
未収入金	15,991,454	17,868,760
未収利息	-	1,290
流動資産合計	26,705,088,557	30,839,369,549
資産合計	26,705,088,557	30,839,369,549
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	19,427,733	19,269,725
未払受託者報酬	8,340,958	10,020,666
未払委託者報酬	61,167,012	73,484,832
未払利息	16	-
その他未払費用	695,020	816,639
流動負債合計	89,630,739	103,591,862
負債合計	89,630,739	103,591,862
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	4,840,121,176	4,509,740,873
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	21,775,336,642	26,226,036,814
(分配準備積立金)	16,892,086,666	21,353,589,893
元本等合計	26,615,457,818	30,735,777,687
純資産合計	26,615,457,818	30,735,777,687
負債純資産合計	26,705,088,557	30,839,369,549

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第 14 期		第 15 期	
	自 2023 年 2 月 8 日	至 2024 年 2 月 7 日	自 2024 年 2 月 8 日	至 2025 年 2 月 7 日
<b>営業収益</b>				
受取利息		163		92,800
有価証券売買等損益		6,715,141,079		6,401,896,932
営業収益合計		6,715,141,242		6,401,989,732
<b>営業費用</b>				
支払利息		19,899		224
受託者報酬		15,733,510		19,527,188
委託者報酬		115,378,991		143,199,267
その他費用		1,311,006		1,603,551
営業費用合計		132,443,406		164,330,230
営業利益又は営業損失 (△)		6,582,697,836		6,237,659,502
経常利益又は経常損失 (△)		6,582,697,836		6,237,659,502
当期純利益又は当期純損失 (△)		6,582,697,836		6,237,659,502
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		294,449,236		360,190,231
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		16,453,407,400		21,775,336,642
剰余金増加額又は欠損金減少額		475,286,903		418,031,134
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		475,286,903		418,031,134
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,441,606,261		1,844,800,233
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,441,606,261		1,844,800,233
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		21,775,336,642		26,226,036,814

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
-----------------	---------------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

	第14期 (2024年2月7日現在)	第15期 (2025年2月7日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数	4,840,121,176口	4,509,740,873口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 5,4989円 (54,989円)	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) 6.8154円 (68,154円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第14期 自2023年2月8日 至2024年2月7日			第15期 自2024年2月8日 至2025年2月7日		
分配金の計算過程			分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	424,134,025円	費用控除後の配当等収益額	A	456,051,576円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	5,864,114,575円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	5,421,417,695円
収益調整金額	C	4,883,249,976円	収益調整金額	C	4,872,446,921円
分配準備積立金額	D	10,603,838,066円	分配準備積立金額	D	15,476,120,622円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	21,775,336,642円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26,226,036,814円
当ファンドの期末残存口数	F	4,840,121,176口	当ファンドの期末残存口数	F	4,509,740,873口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	44,989円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	58,154円
1万口当たり分配金額	H	－円	1万口当たり分配金額	H	－円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	－円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第15期 自2024年2月8日 至2025年2月7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第15期 (2025年2月7日現在)

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。  (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	第 14 期 自 2023 年 2 月 8 日 至 2024 年 2 月 7 日	第 15 期 自 2024 年 2 月 8 日 至 2025 年 2 月 7 日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	5,163,558,829 円	4,840,121,176 円
期中追加設定元本額	128,204,030 円	79,150,367 円
期中一部解約元本額	451,641,683 円	409,530,670 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 14 期 (2024 年 2 月 7 日現在)	第 15 期 (2025 年 2 月 7 日現在)
	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	6,466,799,325	6,077,653,822
合計	6,466,799,325	6,077,653,822

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額(円)	備考
----	----	------	--------	----

親投資信託受益証券	外国株式マザーファンド	3,962,739,664	30,720,346,697	
合計		3,962,739,664	30,720,346,697	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

外国株式マザーファンド

### 貸借対照表

	2025年2月7日現在
項目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
預金	9,796,704,540
コール・ローン	1,442,499,106
株式	593,519,684,661
投資信託受益証券	92,308,885
投資証券	10,647,869,862
派生商品評価勘定	227,709,711
未収入金	2
未収配当金	225,787,932
未収利息	18,403
差入委託証拠金	5,213,315,947
流動資産合計	621,165,899,049
資産合計	621,165,899,049
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	103,452,093
前受金	159,638,603
未払解約金	216,732,542
流動負債合計	479,823,238
負債合計	479,823,238
純資産の部	
元本等	
元本	80,064,993,095

剰余金	
剰余金又は欠損金 (△)	540,621,082,716
元本等合計	620,686,075,811
純資産合計	620,686,075,811
負債純資産合計	621,165,899,049

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	2025年2月7日現在
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 新株予約権証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(金融商品取引所等に上場されるまでの間は、気配相場又は取得価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。</p> <p>(4) 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場(最終相場のないものについては、それに準じる価額)、金融商品取引業者等の提示する価額、価格情報会社の提供する価額又は業界団体が発表する売買参考統計値等に基づいて評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>(1) 先物取引 株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>当ファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引及び為替予約取引に係るものであります。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>



4. 収益及び費用の計上基準	<p>(1)受取配当金 株式及び投資証券は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>(2)派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3)為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

		2025年2月7日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数		80,064,993,095口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	7.7523円 (77,523円)

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

		2025年2月7日現在
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。</p> <p>また、当ファンドは、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引及び為替予約取引を行っております。株価指数先物取引に係る主要なリスクは、株価の変動による価格変動リスクであります。為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。</p>	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。	

2. 金融商品の時価等に関する事項

		2025年2月7日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。</p>	

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>(3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は契約上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
----------------------------	---

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

区分	2025年2月7日現在
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	2024年2月8日
期首元本額	78,814,198,922円
期中追加設定元本額	8,176,499,959円
期中一部解約元本額	6,925,705,786円
期末元本額	80,064,993,095円
期末元本額の内訳	
外国株式インデックスファンド	1,342,541,545円
DC外国株式インデックスファンド	5,224,537,579円
DC外国株式インデックスファンドL	31,303,941,264円
DCバランスファンド30	421,259,444円
DCバランスファンド50	962,526,792円
DCバランスファンド70	789,575,450円
グローバル・インデックス・バランス・ファンド	217,491,596円
外国株式インデックスe	3,962,739,664円
インデックスコレクション(外国株式)	20,564,370,438円
インデックスコレクション(バランス株式30)	2,220,269,824円
インデックスコレクション(バランス株式50)	1,068,499,777円
インデックスコレクション(バランス株式70)	1,287,189,724円
私募外国株式パッシブファンド(適格機関投資家専用)	5,581,552,268円
外国株式パッシブファンド私募A(適格機関投資家専用)	1,564,738,931円
外国株式インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)	244,069,448円
バランスVA30(適格機関投資家専用)	7,951,453円
バランスVA50(適格機関投資家専用)	112,298,009円
VAバランスファンド(株25/100)(適格機関投資家専用)	15,158,129円
VAバランスファンド(株50/100)(適格機関投資家専用)	39,434,230円
VAバランスファンド(株60/100)(適格機関投資家専用)	51,328,831円
バランスVA25(適格機関投資家専用)	83,716,827円
バランスVA37.5(適格機関投資家専用)	98,183,607円
バランスVA50L(適格機関投資家専用)	1,999,536,566円
バランスVA75(適格機関投資家専用)	249,656,159円
VAバランスファンド(株40/100)(適格機関投資家専用)	37,397,118円
VAポートフォリオ40(適格機関投資家専用)	302,866,372円
VAポートフォリオ20(適格機関投資家専用)	4,607,173円

バランスVA40 (適格機関投資家専用)	40,189,562 円
VAバランスファンド2 (株40/100) (適格機関投資家専用)	34,428,289 円
VAバランス50-50 (適格機関投資家専用)	119,558,501 円
VAファンド25 (適格機関投資家専用)	1,927,309 円
バランスVA25L (適格機関投資家専用)	28,493,760 円
VAバランス20-80 (適格機関投資家専用)	78,995,701 円
私募外国株式インデックスファンドAL (適格機関投資家専用)	3,961,755 円

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2025年2月7日現在	
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	
株式		102,088,698,604
投資信託受益証券		△6,050,117
投資証券		840,793,632
合計		102,923,442,119

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「外国株式マザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

株式関連

(2025年2月7日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	16,036,961,650	—	16,196,600,253	159,638,603
合計		16,036,961,650	—	16,196,600,253	159,638,603

(注)1. 時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約金額ベースで表示しております。

3. 計算日又は計算日に知りうる直近の日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

4. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

通貨関連

(2025年2月7日現在)

区分	種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	1,219,340,570	—	1,183,962,003	△35,378,567
	アメリカドル	909,680,960	—	880,774,550	△28,906,410
	カナダドル	49,002,880	—	48,606,544	△396,336
	ユーロ	193,253,880	—	188,364,000	△4,889,880
	イギリスポンド	57,486,990	—	56,356,500	△1,130,490

スウェーデンク ローナ	9,915,860	—	9,860,409	△55,451
売建	224,212,900	—	224,215,318	△2,418
アメリカドル	175,403,600	—	175,408,588	△4,988
スイスフラン	25,054,050	—	25,054,230	△180
オーストラリア ドル	23,755,250	—	23,752,500	2,750
合計	1,443,553,470	—	1,408,177,321	△35,380,985

(注)時価の算定方法

わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

①計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。

②計算日又は計算日に知りうる直近の日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

通貨	銘柄	株式数 (株)	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカドル	APA CORP	24,162	21.64	522,865.68	
	BAKER HUGHES CO	56,594	46.98	2,658,786.12	
	CHENIERE ENERGY INC	12,816	218.62	2,801,833.92	
	CHEVRON CORP	101,076	151.90	15,353,444.40	
	CONOCOPHILLIPS	74,220	99.94	7,417,546.80	
	COTERRA ENERGY INC	41,058	27.39	1,124,578.62	
	DEVON ENERGY CORPORATION	36,666	33.42	1,225,377.72	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	10,676	160.03	1,708,480.28	
	EOG RESOURCES INC	33,038	126.68	4,185,253.84	
	EQT CORPORATION	31,839	51.43	1,637,479.77	
	EXPAND ENERGY CORP	11,833	103.87	1,229,093.71	
	EXXON MOBIL	257,240	108.43	27,892,533.20	
	HALLIBURTON CO	51,295	25.48	1,306,996.60	
	HESS CORP	15,786	141.93	2,240,506.98	
	HF SINCLAIR CORP	8,443	36.68	309,689.24	
	KINDER MORGAN INC	115,314	26.78	3,088,108.92	
MARATHON PETROLEUM CORP	18,416	151.93	2,797,942.88		
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	38,623	46.98	1,814,508.54		

ONEOK INC	35,918	95.82	3,441,662.76
OVINTIV INC	13,158	42.34	557,109.72
PHILLIPS 66	23,509	120.82	2,840,357.38
SCHLUMBERGER	82,516	40.05	3,304,765.80
TARGA RESOURCES CORP	12,379	198.98	2,463,173.42
TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,188	1,338.58	1,590,233.04
VALERO ENERGY CORP	18,652	134.29	2,504,777.08
WILLIAMS COS	71,452	56.01	4,002,026.52
AIR PRODUCTS&CHEMICALS	12,937	328.13	4,245,017.81
ALBEMARLE CORP	6,375	79.00	503,625.00
AMCOR PLC	82,838	10.03	830,865.14
AVERY DENNISON CORP	4,953	181.68	899,861.04
BALL CORP	17,147	51.27	879,126.69
CELANESE CORP-SERIES A	6,990	68.89	481,541.10
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	10,379	84.12	873,081.48
CORTEVA INC	40,775	62.36	2,542,729.00
CRH PLC	38,902	105.19	4,092,101.38
CROWN HOLDINGS INC	6,218	87.35	543,142.30
DOW INC	42,336	38.77	1,641,366.72
DUPONT DE NEMOURS INC	23,669	77.48	1,833,874.12
EASTMAN CHEMICAL COMPANY	6,266	101.26	634,495.16
ECOLAB INC	14,774	250.03	3,693,943.22
FREEPORT-MCMORAN INC	81,305	37.15	3,020,480.75
INT'L PAPER CO	28,836	55.74	1,607,318.64
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	13,928	85.67	1,193,211.76
LINDE PLC	27,813	460.68	12,812,892.84
LYONDELLBASELL INDU-CL A	14,698	77.75	1,142,769.50
MARTIN MARIETTA MATERIALS	3,496	545.44	1,906,858.24
MOSAIC CO/THE	18,682	26.49	494,886.18
NEWMONT CORPORATION	65,758	44.88	2,951,219.04
NUCOR CORP	14,369	133.20	1,913,950.80
PACKAGING CORP OF AMERICA	5,174	212.32	1,098,543.68
PPG INDUSTRIES INC	13,874	115.90	1,607,996.60
RELIANCE INC	3,200	285.10	912,320.00
RPM INTERNATIONAL INC	6,894	123.52	851,546.88
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	14,099	365.22	5,149,236.78

SMURFIT WESTROCK PLC	32,309	54.86	1,772,471.74
STEEL DYNAMICS INC	8,151	128.96	1,051,152.96
VULCAN MATERIALS CO	7,535	277.21	2,088,777.35
WESTLAKE CORP	2,096	112.96	236,764.16
3 M COMPANY	32,049	152.32	4,881,703.68
AECOM	7,200	108.27	779,544.00
AERCAP HOLDINGS NV	10,745	97.35	1,046,025.75
ALLEGION PLC	4,638	129.30	599,693.40
AMETEK INC	12,923	182.90	2,363,616.70
AXON ENTERPRISE INC	4,009	677.40	2,715,696.60
BOEING CO	42,055	184.80	7,771,764.00
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	6,900	159.87	1,103,103.00
CARLISLE COS INC	2,870	349.37	1,002,691.90
CARRIER GLOBAL CORP	47,961	65.21	3,127,536.81
CATERPILLAR	28,272	365.45	10,332,002.40
CNH INDUSTRIAL NV	57,411	12.18	699,265.98
CUMMINS INC	7,929	369.15	2,926,990.35
DEERE&CO	15,208	464.98	7,071,415.84
DOVER CORP	8,451	204.66	1,729,581.66
EATON CORP	22,922	315.85	7,239,913.70
EMCOR GROUP INC	2,546	467.17	1,189,414.82
EMERSON ELECTRIC CO	33,885	127.48	4,319,659.80
FASTENAL CO	34,907	74.65	2,605,807.55
FERGUSON ENTERPRISES INC	11,566	182.28	2,108,250.48
FORTIVE CORP	20,480	79.84	1,635,123.20
FORTUNE BRANDS HOME & SECURITY INC	6,412	69.06	442,812.72
GE AEROSPACE	63,192	206.06	13,021,343.52
GE VERNOVA INC	15,720	374.83	5,892,327.60
GENERAL DYNAMICS CORP	13,560	255.53	3,464,986.80
GRACO INC	8,952	84.24	754,116.48
GRAINGER (WW) INC	2,535	1,045.32	2,649,886.20
HEICO CORP	2,252	232.41	523,387.32
HEICO CORP-CLASS A	4,228	186.81	789,832.68
HONEYWELL INTL INC	37,375	209.82	7,842,022.50
HOWMET AEROSPACE INC	22,727	129.00	2,931,783.00
HUBBELL INC	3,270	394.99	1,291,617.30

HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIES INC	1,993	159.75	318,381.75
IDEX CORP	3,983	199.32	793,891.56
ILLINOIS TOOL WORKS	17,252	255.09	4,400,812.68
INGERSOLL-RAND INC	22,994	92.37	2,123,955.78
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	9,600	39.42	378,432.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	39,654	88.00	3,489,552.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	11,282	206.66	2,331,538.12
LENNOX INTERNATIONAL INC	1,906	585.38	1,115,734.28
LOCKHEED MARTIN CORP	12,498	448.52	5,605,602.96
MASCO CORP	12,110	77.45	937,919.50
NORDSON CORP	3,191	215.30	687,022.30
NORTHROP GRUMMAN CORP	7,861	466.55	3,667,549.55
OTIS WORLDWIDE CORP	23,094	96.05	2,218,178.70
OWENS CORNING	4,965	183.94	913,262.10
PACCAR INC	29,938	107.68	3,223,723.84
PARKER HANNIFIN CORP	7,433	691.60	5,140,662.80
PENTAIR PLC	9,772	98.63	963,812.36
QUANTA SERVICES INC	8,794	311.08	2,735,637.52
ROCKWELL AUTOMATION INC	6,432	268.72	1,728,407.04
RTX CORP	76,845	128.78	9,896,099.10
SMITH (A. O.) CORP	6,846	65.51	448,481.46
SNAP-ON INC	3,310	339.84	1,124,870.40
STANLEY BLACK&DECKER	8,223	85.91	706,437.93
TEXTRON	10,911	75.26	821,161.86
TORO CO	5,600	80.63	451,528.00
TRANE TECHNOLOGIES PLC	13,119	357.70	4,692,666.30
TRANSDIGM GROUP INC	3,231	1,299.35	4,198,199.85
UNITED RENTALS INC	3,928	749.44	2,943,800.32
VERTIV HOLDINGS CO-A	21,018	119.56	2,512,912.08
WABTEC CORP	10,381	207.49	2,153,953.69
WATSCO INC	2,000	473.39	946,780.00
XYLEM INC	14,075	131.42	1,849,736.50
AUTOMATIC DATA PROCESS	23,318	308.97	7,204,562.46
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	7,038	129.16	909,028.08
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS LLC	6,756	240.03	1,621,642.68
CINTAS CORP	21,288	204.29	4,348,925.52

COPART INC	50,305	59.19	2,977,552.95
DAYFORCE INC	9,041	65.67	593,722.47
EQUIFAX INC	6,976	247.48	1,726,420.48
JACOBS SOLUTIONS INC	7,866	133.48	1,049,953.68
LEIDOS HOLDINGS	6,940	140.82	977,290.80
PAYCHEX INC	18,498	150.01	2,774,884.98
PAYCOM SOFTWARE INC	2,625	205.00	538,125.00
REPUBLIC SERVICES INC	12,999	221.57	2,880,188.43
ROLLINS INC	15,210	50.26	764,454.60
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	12,962	81.80	1,060,291.60
TRANSUNION	10,758	95.90	1,031,692.20
VERALTO CORP	14,528	98.44	1,430,136.32
VERISK ANALYTICS INC	8,140	294.95	2,400,893.00
WASTE CONNECTIONS INC	14,985	189.26	2,836,061.10
WASTE MANAGEMENT INC	23,244	224.92	5,228,040.48
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	6,274	96.64	606,319.36
CSX CORP	112,980	32.74	3,698,965.20
DELTA AIR LINES INC	10,884	67.92	739,241.28
EXPEDITORS INTL WASH INC	8,512	110.72	942,448.64
FEDEX CORP	13,559	258.77	3,508,662.43
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	134,628	4.67	628,712.76
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	4,321	169.03	730,378.63
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	10,000	55.30	553,000.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	13,411	251.48	3,372,598.28
OLD DOMINION FREIGHT LINE	11,264	195.88	2,206,392.32
SOUTHWEST AIRLINES CO	6,754	31.09	209,981.86
U-HAUL HOLDING CO	5,076	62.70	318,265.20
UBER TECHNOLOGIES INC	111,700	69.99	7,817,883.00
UNION PACIFIC CORP	35,223	243.51	8,577,152.73
UNITED PARCEL SERVICE B	42,301	113.47	4,799,894.47
APTIV PLC	16,326	63.48	1,036,374.48
FORD MOTOR COMPANY	234,591	9.26	2,172,312.66
GENERAL MOTORS CO	65,358	47.93	3,132,608.94
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	40,190	12.80	514,432.00
TESLA INC	166,472	374.32	62,313,799.04
DECKERS OUTDOOR CORP	8,400	172.19	1,446,396.00



DR HORTON INC	17,138	136.17	2,333,681.46
GARMIN LTD	9,152	219.78	2,011,426.56
LENNAR CORP-CL A	13,582	127.25	1,728,309.50
LULULEMON ATHLETICA INC	6,410	411.83	2,639,830.30
NIKE B	69,265	71.74	4,969,071.10
NVR INC	188	7,739.75	1,455,073.00
PULTE GROUP INC	12,386	110.01	1,362,583.86
AIRBNB INC-CLASS A	25,073	132.57	3,323,927.61
BOOKING HOLDINGS INC	1,942	4,779.71	9,282,196.82
CARNIVAL CORPORATION	57,539	27.44	1,578,870.16
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	79,300	57.32	4,545,476.00
DARDEN RESTAURANTS INC	6,950	200.43	1,392,988.50
DOMINO'S PIZZA INC	1,667	470.56	784,423.52
DOORDASH INC - A	17,628	196.45	3,463,020.60
DRAFTKINGS INC	24,000	42.44	1,018,560.00
EXPEDIA GROUP INC	7,097	172.57	1,224,729.29
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC-DI	10,117	266.12	2,692,336.04
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	14,280	270.39	3,861,169.20
HYATT HOTELS CORP - CL A	3,200	166.34	532,288.00
LAS VEGAS SANDS CORP	23,365	42.32	988,806.80
MARRIOTT INTL A	13,639	302.95	4,131,935.05
MCDONALD'S CORP	41,605	294.36	12,246,847.80
MGM RESORTS INTERNATIONAL	15,799	34.48	544,749.52
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	14,495	270.20	3,916,549.00
STARBUCKS CORP	66,486	111.70	7,426,486.20
WYNN RESORTS LTD	5,210	80.65	420,186.50
YUM BRANDS INC	16,259	144.01	2,341,458.59
ALPHABET INC-CL A	339,109	191.60	64,973,284.40
ALPHABET INC-CL C	290,164	193.31	56,091,602.84
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	5,239	353.31	1,850,991.09
COMCAST CORP-CL A	224,579	34.47	7,741,238.13
ELECTRONIC ARTS INC	14,435	132.00	1,905,420.00
FOX CORP - CLASS A	11,030	53.24	587,237.20
FOX CORP- CLASS B	6,975	50.46	351,958.50
INTERPUBLIC GROUP OF COS	22,646	27.72	627,747.12
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	12,328	100.05	1,233,416.40

LIVE NATION ENTERTAINMENT	8,618	149.99	1,292,613.82
MATCH GROUP INC	14,456	34.59	500,033.04
META PLATFORMS INC-CLASS A	126,513	711.99	90,075,990.87
NETFLIX INC	24,876	1,015.68	25,266,055.68
NEWS CORP-CLASS A	22,307	28.50	635,749.50
OMNICOM GROUP	10,921	84.23	919,875.83
PINTEREST INC- CLASS A	35,629	33.59	1,196,778.11
ROBLOX CORP -CLASS A	28,962	67.12	1,943,929.44
ROKU INC	6,927	81.08	561,641.16
SEA LTD-ADR	22,168	122.66	2,719,126.88
SNAP INC - A	62,654	10.69	669,771.26
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	8,756	625.87	5,480,117.72
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	10,120	183.08	1,852,769.60
THE WALT DISNEY CO	105,245	112.09	11,796,912.05
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	26,248	114.65	3,009,333.20
WARNER BROS DISCOVERY INC	143,312	10.20	1,461,782.40
AMAZON.COM	546,923	238.83	130,621,620.09
AUTOZONE INC	975	3,466.69	3,380,022.75
BEST BUY COMPANY INC	12,926	85.94	1,110,860.44
BURLINGTON STORES INC	3,549	269.44	956,242.56
CARMAX INC	9,366	86.54	810,533.64
CARVANA CO	6,598	263.17	1,736,395.66
DICK'S SPORTING GOODS INC	3,209	240.22	770,865.98
EBAY	29,667	67.50	2,002,522.50
GENUINE PARTS CO	7,768	118.04	916,934.72
GLOBAL-E ONLINE LTD	6,000	59.86	359,160.00
HOME DEPOT	57,715	414.16	23,903,244.40
LKQ CORP	17,698	37.37	661,374.26
LOWES COMPANIES	32,897	256.95	8,452,884.15
MERCADOLIBRE INC	2,634	2,012.80	5,301,715.20
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	3,383	1,330.74	4,501,893.42
POOL CORP	2,087	338.01	705,426.87
ROSS STORES INC	19,707	145.02	2,857,909.14
TJX COMPANIES INC	64,603	126.16	8,150,314.48
TRACTOR SUPPLY COMPANY	32,225	53.06	1,709,858.50
ULTA BEAUTY INC	2,749	401.60	1,103,998.40

WILLIAMS-SONOMA INC	7,000	211.00	1,477,000.00	
ALBERTSONS COS INC - CLASS A	19,000	20.63	391,970.00	
COSTCO WHOLESALE CORP	25,594	1,050.99	26,899,038.06	
DOLLAR GENERAL CORP	12,157	72.61	882,719.77	
DOLLAR TREE INC	11,506	74.52	857,427.12	
KROGER CO	38,327	64.91	2,487,805.57	
SYSCO CORP	28,275	71.26	2,014,876.50	
TARGET (DAYTON HUDSON)	26,160	134.68	3,523,228.80	
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	40,229	10.05	404,301.45	
WALMART INC	255,397	102.85	26,267,581.45	
ALTRIA GROUP INC	100,574	52.64	5,294,215.36	
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	27,207	45.55	1,239,278.85	
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	10,307	31.26	322,196.82	
BUNGE GLOBAL SA	8,498	69.29	588,826.42	
COCA-COLA CO	236,265	63.36	14,969,750.40	
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	12,052	80.11	965,485.72	
CONAGRA BRANDS INC	26,163	25.01	654,336.63	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	9,454	170.97	1,616,350.38	
GENERAL MILLS INC	31,192	59.24	1,847,814.08	
HERSHEY FOODS CORPORATION	8,938	152.34	1,361,614.92	
HORMEL FOODS CORP	15,714	29.18	458,534.52	
JM SMUCKER CO	6,809	103.20	702,688.80	
KELLANOVA	16,208	82.13	1,331,163.04	
KEURIG DR PEPPER INC	68,125	31.00	2,111,875.00	
KRAFT HEINZ CO/THE	54,672	29.01	1,586,034.72	
LAMB WESTON HOLDINGS INC	8,000	59.46	475,680.00	
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	13,652	77.31	1,055,436.12	
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	10,122	54.35	550,130.70	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	76,844	57.83	4,443,888.52	
MONSTER BEVERAGE CORP	43,508	46.30	2,014,420.40	
PEPSICO INC	79,091	145.35	11,495,876.85	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	89,745	145.32	13,041,743.40	
THE CAMPBELL'S COMPANY	10,059	37.48	377,011.32	
TYSON FOODS INC	17,680	57.42	1,015,185.60	
CHURCH & DWIGHT CO INC	14,150	105.40	1,491,410.00	
CLOROX COMPANY	7,594	147.60	1,120,874.40	

COLGATE-PALMOLIVE CO	45,149	85.68	3,868,366.32
ESTEE LAUDER CO-CL A	13,683	64.26	879,269.58
KENVUE INC	107,793	19.80	2,134,301.40
KIMBERLY-CLARK CORP	19,938	128.69	2,565,821.22
PROCTER & GAMBLE CO	136,261	168.88	23,011,757.68
ABBOTT LABORATORIES	100,430	128.22	12,877,134.60
ALIGN TECHNOLOGY INC	4,193	218.38	915,667.34
BAXTER INTERNATIONAL	31,501	30.81	970,545.81
BECTON DICKINSON & CO	16,824	227.21	3,822,581.04
BOSTON SCIENTIFIC CORP	84,874	105.02	8,913,467.48
CARDINAL HEALTH	14,569	127.05	1,850,991.45
CENCORA INC	10,539	246.13	2,593,964.07
CENTENE CORP	29,946	58.63	1,755,733.98
COOPER COS INC/THE	12,215	95.29	1,163,967.35
CVS HEALTH CORP	73,487	54.24	3,985,934.88
DAVITA INC	1,694	172.07	291,486.58
DEXCOM INC	22,165	88.32	1,957,612.80
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	34,369	70.99	2,439,855.31
ELEVANCE HEALTH INC	13,315	390.47	5,199,108.05
GE HEALTHCARE TECHNOLOGY	25,756	88.55	2,280,693.80
HCA HEALTHCARE INC	11,263	324.53	3,655,181.39
HENRY SCHEIN INC	7,493	79.85	598,316.05
HOLOGIC INC	12,961	65.45	848,297.45
HUMANA INC	6,841	279.58	1,912,606.78
IDEXX LABORATORIES INC	4,914	460.56	2,263,191.84
INSULET CORP	4,284	287.67	1,232,378.28
INTUITIVE SURGICAL INC	20,665	588.50	12,161,352.50
LABCORP HOLDINGS INC	5,238	247.74	1,297,662.12
MCKESSON CORP	7,488	599.75	4,490,928.00
MEDTRONIC PLC	73,938	90.82	6,715,049.16
MOLINA HEALTHCARE INC	3,516	285.01	1,002,095.16
QUEST DIAGNOSTICS	6,246	162.64	1,015,849.44
RESMED INC	8,586	237.18	2,036,427.48
SOLVENTUM CORP	8,012	74.78	599,137.36
STERIS PLC	5,851	225.44	1,319,049.44
STRYKER CORP	19,793	396.07	7,839,413.51

TELEFLEX INC	2,672	173.62	463,912.64
THE CIGNA GROUP	16,503	287.23	4,740,156.69
UNITEDHEALTH GROUP INC	53,460	530.04	28,335,938.40
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	3,100	188.43	584,133.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	9,303	239.43	2,227,417.29
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	11,864	102.69	1,218,314.16
ABBVIE INC	101,944	192.97	19,672,133.68
AGILENT TECHNOLOGIES	17,321	147.64	2,557,272.44
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	7,056	278.25	1,963,332.00
AMGEN	30,969	297.78	9,221,948.82
AVANTOR INC	42,327	21.70	918,495.90
BIO-RAD LABORATORIES-A	1,302	345.41	449,723.82
BIO-TECHNE CORP	8,884	75.01	666,388.84
BIOGEN INC	8,034	142.37	1,143,800.58
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	10,231	64.34	658,262.54
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	118,084	57.42	6,780,383.28
CHARLES RIVER LABORATORIES	2,641	166.27	439,119.07
DANAHER CORP	37,598	210.01	7,895,955.98
ELI LILLY & CO	46,902	870.37	40,822,093.74
EXACT SCIENCES CORP	12,173	54.28	660,750.44
GILEAD SCIENCES INC	72,563	98.04	7,114,076.52
ILLUMINA INC	8,558	122.80	1,050,922.40
INCYTE CORP	10,628	74.95	796,568.60
IQVIA HOLDINGS INC	10,842	209.96	2,276,386.32
JOHNSON & JOHNSON	138,939	153.51	21,328,525.89
MERCK & CO	146,220	88.05	12,874,671.00
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,299	1,357.26	1,763,080.74
MODERNA INC	17,875	33.61	600,778.75
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	6,281	150.51	945,353.31
PFIZER	327,135	25.83	8,449,897.05
REGENERON PHARMACEUTICALS	6,283	722.07	4,536,765.81
REVVITY INC	6,426	119.16	765,722.16
ROYALTY PHARMA PLC- CL A	23,158	31.40	727,161.20
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	68,316	17.29	1,181,183.64
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	22,037	572.71	12,620,810.27
UNITED THERAPEUTICS CORP	2,421	353.75	856,428.75

VERTEX PHARMACEUTICALS INC	14,903	481.16	7,170,727.48
VIATRIS INC	63,857	10.90	696,041.30
WATERS CORP	3,306	410.95	1,358,600.70
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	4,264	330.47	1,409,124.08
ZOETIS INC	26,169	174.12	4,556,546.28
BANK OF AMERICA CORP	402,482	47.74	19,214,490.68
CITIGROUP	110,117	82.33	9,065,932.61
CITIZENS FINANCIAL GROUP	25,193	48.32	1,217,325.76
FIFTH THIRD BANCORP	37,411	44.30	1,657,307.30
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	573	2,210.47	1,266,599.31
HUNTINGTON BANCSHARES INC	89,580	17.16	1,537,192.80
JPMORGAN CHASE & CO	164,735	276.90	45,615,121.50
KEY CORP	58,990	17.95	1,058,870.50
M & T BANK CORP	9,606	201.95	1,939,931.70
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	23,164	202.43	4,689,088.52
REGIONS FINL CORP	56,690	24.64	1,396,841.60
TRUIST FINANCIAL CORP	76,097	48.15	3,664,070.55
US BANCORP	90,086	47.74	4,300,705.64
WELLS FARGO & CO	197,079	81.42	16,046,172.18
ALLY FINANCIAL INC	13,789	38.25	527,429.25
AMERICAN EXPRESS	32,693	320.15	10,466,663.95
AMERIPRISE FINANCIAL INC	5,526	541.65	2,993,157.90
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	23,698	164.88	3,907,326.24
ARES MANAGEMENT CORP - A	10,733	191.67	2,057,194.11
BANK NEW YORK CO	42,289	86.40	3,653,769.60
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	76,865	477.22	36,681,515.30
BLACKROCK INC	8,668	1,006.62	8,725,382.16
BLACKSTONE INC	41,264	174.55	7,202,631.20
BLOCK INC	31,222	86.08	2,687,589.76
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	22,049	206.64	4,556,205.36
CARLYLE GROUP INC/THE	15,027	52.58	790,119.66
CBOE GLOBAL MARKETS INC	5,992	207.00	1,240,344.00
CME GROUP INC	20,787	244.41	5,080,550.67
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	11,203	270.37	3,028,955.11
COREBRIDGE FINANCIAL INC	13,006	33.22	432,059.32
CORPAY INC	3,879	389.55	1,511,064.45

DISCOVER FINANCIAL SERVICES	14,285	202.72	2,895,855.20
EQUITABLE HOLDINGS INC	18,461	52.26	964,771.86
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	2,368	469.28	1,111,255.04
FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES	31,029	82.86	2,571,062.94
FISERV INC	33,275	231.24	7,694,511.00
FRANKLIN RESOURCES INC	14,748	20.59	303,661.32
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	4,371	97.16	424,686.36
GLOBAL PAYMENTS INC	15,111	111.15	1,679,587.65
GOLDMAN SACHS GROUP INC	18,285	658.22	12,035,552.70
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	33,628	167.68	5,638,743.04
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	4,616	173.87	802,583.92
KKR & CO INC	36,018	151.59	5,459,968.62
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	4,096	371.05	1,519,820.80
MARKETAXESS HOLDINGS INC	2,112	201.31	425,166.72
MASTERCARD INC-CLASS A	47,929	567.16	27,183,411.64
MOODY' S CORP	9,562	502.84	4,808,156.08
MORGAN STANLEY	70,454	141.08	9,939,650.32
MSCI INC	4,678	587.48	2,748,231.44
NASDAQ INC	24,462	83.76	2,048,937.12
NORTHERN TRUST CORP	11,862	113.80	1,349,895.60
PAYPAL HOLDINGS INC	57,102	78.57	4,486,504.14
PRICE T ROWE GROUP INC	13,208	111.44	1,471,899.52
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	11,494	168.45	1,936,164.30
ROBINHOOD MARKETS INC - A	32,880	53.17	1,748,229.60
S&P GLOBAL INC	18,434	519.06	9,568,352.04
SCHWAB (CHARLES) CORP	92,675	83.64	7,751,337.00
SEI INVESTMENTS COMPANY	6,289	86.24	542,363.36
STATE STREET CORP	17,821	99.59	1,774,793.39
SYNCHRONY FINANCIAL	23,931	68.21	1,632,333.51
TOAST INC-CLASS A	20,887	41.98	876,836.26
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	6,542	123.42	807,413.64
VISA INC-CLASS A SHARES	96,719	347.48	33,607,918.12
AFLAC	31,141	103.08	3,210,014.28
ALLSTATE CORP	15,236	191.88	2,923,483.68
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	3,803	128.65	489,255.95
AMERICAN INT'L GROUP	37,752	74.58	2,815,544.16

AON PLC	11,563	384.72	4,448,517.36
ARCH CAPITAL GROUP LTD	22,403	93.88	2,103,193.64
ARTHUR J GALLAGHER & CO	14,414	319.99	4,612,335.86
ASSURANT INC	2,684	214.80	576,523.20
BROWN & BROWN INC	13,365	107.77	1,440,346.05
CHUBB LTD	22,271	272.88	6,077,310.48
CINCINNATI FINANCIAL CORP	9,155	137.91	1,262,566.05
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	1,444	412.87	596,184.28
EVEREST GROUP LTD	2,474	336.30	832,006.20
FNF GROUP	15,987	58.47	934,759.89
HARTFORD FINANCIAL SVCS	16,673	113.48	1,892,052.04
LOEWS CORP	10,482	86.81	909,942.42
MARKEL GROUP INC	702	2,059.83	1,446,000.66
MARSH & MCLENNAN COS	28,680	226.00	6,481,680.00
METLIFE INC	33,455	83.67	2,799,179.85
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	12,725	80.00	1,018,000.00
PROGRESSIVE CORP	33,813	251.35	8,498,897.55
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	20,869	113.52	2,369,048.88
TRAVELERS COS INC/THE	13,220	247.64	3,273,800.80
WILLIS TOWERS WATSON PLC	6,009	326.91	1,964,402.19
WR BERKLEY CORP	17,878	61.48	1,099,139.44
WEYERHAEUSER CO	40,664	30.43	1,237,405.52
ACCENTURE PLC-CL A	36,161	387.34	14,006,601.74
ADOBE INC	25,550	435.40	11,124,470.00
AKAMAI TECHNOLOGIES, INC	8,949	99.61	891,409.89
ANSYS INC	4,871	346.62	1,688,386.02
APPLOVIN CORP-CLASS A	12,000	380.63	4,567,560.00
ASPEN TECHNOLOGY INC	1,805	265.55	479,317.75
ATLASSIAN CORP-CL A	9,024	319.00	2,878,656.00
AUTODESK INC	12,745	307.70	3,921,636.50
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	8,160	46.74	381,398.40
CADENCE DESIGN SYSTEMS	16,083	302.91	4,871,701.53
CHECK POINT SOFTWARE TECH	4,694	212.44	997,193.36
CLOUDFLARE INC - CLASS A	18,306	141.52	2,590,665.12
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	28,407	87.09	2,473,965.63
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	13,273	420.51	5,581,429.23



CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	2,254	382.81	862,853.74
DATADOG INC - CLASS A	15,775	144.85	2,285,008.75
DOCUSIGN INC	10,873	93.85	1,020,431.05
DYNATRACE INC	18,651	60.12	1,121,298.12
EPAM SYSTEMS INC	3,061	264.26	808,899.86
FAIR ISAAC CORP	1,454	1,887.30	2,744,134.20
FORTINET INC	36,982	104.72	3,872,755.04
GARTNER INC	4,549	534.45	2,431,213.05
GEN DIGITAL INC	29,838	27.72	827,109.36
GODADDY INC - CLASS A	8,654	210.97	1,825,734.38
HUBSPOT INC	2,971	778.05	2,311,586.55
INTL BUSINESS MACHINES CORP	53,031	253.44	13,440,176.64
INTUIT INC	16,138	590.20	9,524,647.60
MANHATTAN ASSOCIATES INC	3,500	198.07	693,245.00
MICROSOFT CORP	408,854	415.82	170,009,670.28
MICROSTRATEGY INC-CL A	10,595	325.46	3,448,248.70
MONDAY.COM LTD	2,400	265.33	636,792.00
MONGODB INC	4,115	278.10	1,144,381.50
NUTANIX INC - A	14,588	70.85	1,033,559.80
OKTA INC	9,345	97.47	910,857.15
ORACLE CORP	96,597	172.35	16,648,492.95
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	116,910	111.28	13,009,744.80
PALO ALTO NETWORKS INC	38,210	187.37	7,159,407.70
PTC INC	7,030	171.61	1,206,418.30
ROPER TECHNOLOGIES INC	6,369	583.42	3,715,801.98
SALESFORCE INC	55,344	330.81	18,308,348.64
SAMSARA INC-CL A	13,000	54.02	702,260.00
SERVICENOW INC	11,835	1,023.30	12,110,755.50
SNOWFLAKE INC-CLASS A	17,647	186.37	3,288,871.39
SYNOPSYS INC	8,845	533.18	4,715,977.10
TWILIO INC - A	7,651	147.43	1,127,986.93
TYLER TECHNOLOGIES INC	2,478	615.85	1,526,076.30
VERISIGN INC	5,329	220.18	1,173,339.22
WIX.COM LTD	3,273	222.78	729,158.94
WORKDAY INC-CLASS A	12,333	277.82	3,426,354.06
ZOOM COMMUNICATIONS INC	15,053	86.69	1,304,944.57

ZSCALER INC	5,230	204.23	1,068,122.90
AMPHENOL CORPORATION	69,346	70.03	4,856,300.38
APPLE INC	880,318	233.22	205,307,763.96
ARISTA NETWORKS INC	61,508	115.27	7,090,027.16
CDW CORP/DE	7,411	199.86	1,481,162.46
CISCO SYSTEMS	232,586	62.27	14,483,130.22
CORNING	48,294	53.65	2,590,973.10
DELL TECHNOLOGIES -C	18,365	105.92	1,945,220.80
F5 INC	3,114	307.44	957,368.16
HEWLETT PACKARD ENTERPRIS	75,299	21.36	1,608,386.64
HP INC	53,353	32.60	1,739,307.80
JABIL INC	7,188	165.75	1,191,411.00
JUNIPER NETWORKS INC	21,097	36.00	759,492.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	10,706	177.59	1,901,278.54
MOTOROLA SOLUTIONS INC	9,722	482.10	4,686,976.20
NETAPP INC	11,393	124.04	1,413,187.72
PURE STORAGE INC - CLASS A	19,185	69.71	1,337,386.35
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	12,887	96.54	1,244,110.98
SUPER MICRO COMPUTER INC	30,990	33.84	1,048,701.60
TE CONNECTIVITY PLC	17,335	146.47	2,539,057.45
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	2,845	510.00	1,450,950.00
TRIMBLE IMS HOLDINGS	13,869	75.37	1,045,306.53
WESTERN DIGITAL CORP	20,197	64.48	1,302,302.56
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	2,892	376.80	1,089,705.60
AT&T INC	413,937	24.45	10,120,759.65
T-MOBILE US INC	30,528	247.17	7,545,605.76
VERIZON COMMUNICATIONS	243,002	39.94	9,705,499.88
AES CORP	45,182	10.82	488,869.24
ALLIANT ENERGY CORPORATION	13,340	59.54	794,263.60
AMEREN CORPORATION	14,991	96.75	1,450,379.25
AMERICAN ELECTRIC POWER	30,895	100.17	3,094,752.15
AMERICAN WATER WORKS CO INC	11,087	123.98	1,374,566.26
ATMOS ENERGY CORP	9,420	143.12	1,348,190.40
CENTERPOINT ENERGY INC	36,651	32.44	1,188,958.44
CMS ENERGY CORP	17,231	68.33	1,177,394.23
CONSOLIDATED EDISON INC	20,558	95.42	1,961,644.36

CONSTELLATION ENERGY	18,305	311.80	5,707,499.00
DOMINION ENERGY INC	48,379	54.38	2,630,850.02
DTE ENERGY COMPANY	12,475	122.56	1,528,936.00
DUKE ENERGY CORP	45,215	114.52	5,178,021.80
EDISON INTL	21,304	51.15	1,089,699.60
ENTERGY CORP	24,548	82.79	2,032,328.92
ESSENTIAL UTILITIES INC	12,969	35.33	458,194.77
EVERGY INC	14,737	65.52	965,568.24
EVERSOURCE ENERGY	21,065	58.94	1,241,571.10
EXELON CORP	59,536	41.12	2,448,120.32
FIRSTENERGY CORP	30,792	40.13	1,235,682.96
NEXTERA ENERGY INC	119,735	69.27	8,294,043.45
NISOURCE INC	25,553	38.19	975,869.07
NRG ENERGY INC	12,298	103.31	1,270,506.38
PG&E CORP	115,431	15.60	1,800,723.60
PPL CORPORATION	45,254	34.11	1,543,613.94
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE	28,637	83.93	2,403,503.41
SEMPRA	35,873	82.08	2,944,455.84
SOUTHERN CO	63,803	83.79	5,346,053.37
VISTRA CORP	19,603	169.88	3,330,157.64
WEC ENERGY GROUP INC	18,373	100.79	1,851,814.67
XCEL ENERGY INC	31,146	67.12	2,090,519.52
ADVANCED MICRO DEVICES	93,311	110.16	10,279,139.76
ANALOG DEVICES	28,647	207.83	5,953,706.01
APPLIED MATERIALS	48,241	182.80	8,818,454.80
BROADCOM INC	256,905	231.36	59,437,540.80
ENPHASE ENERGY INC	7,104	66.51	472,487.04
ENTEGRIS INC	8,008	109.53	877,116.24
FIRST SOLAR INC	5,850	167.67	980,869.50
INTEL CORP	249,100	19.38	4,827,558.00
KLA CORP	7,778	761.82	5,925,435.96
LAM RESEARCH CORP	75,850	82.83	6,282,655.50
MARVELL TECHNOLOGY INC	50,387	119.24	6,008,145.88
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	31,692	53.11	1,683,162.12
MICRON TECHNOLOGY	63,416	94.54	5,995,348.64
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	2,829	660.90	1,869,686.10

	NVIDIA CORP	1,420,170	128.68	182,747,475.60
	NXP SEMICONDUCTORS NV	15,107	216.82	3,275,499.74
	ON SEMICONDUCTOR CORP	24,703	52.44	1,295,425.32
	QORVO INC	5,297	78.89	417,880.33
	QUALCOMM	64,427	169.32	10,908,779.64
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	8,922	65.60	585,283.20
	TERADYNE INC	9,235	114.07	1,053,436.45
	TEXAS INSTRUMENTS	52,563	183.28	9,633,746.64
	CBRE GROUP INC-A	17,986	144.58	2,600,415.88
	COSTAR GROUP INC	22,748	78.19	1,778,666.12
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	64,300	4.39	282,277.00
	ZILLOW GROUP INC-C	8,148	87.00	708,876.00
	アメリカドル 小計	21,456,261		3,055,206,718.42 (462,252,776,496)
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	36,244	24.65	893,414.60
	CAMECO CORP	26,843	69.69	1,870,688.67
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	122,354	43.95	5,377,458.30
	CENOVUS ENERGY INC	83,349	21.08	1,756,996.92
	ENBRIDGE	125,280	63.41	7,944,004.80
	IMPERIAL OIL	11,645	95.42	1,111,165.90
	KEYERA CORP	10,963	41.70	457,157.10
	MEG ENERGY CORP	18,392	23.02	423,383.84
	PARKLAND CORP	8,544	32.23	275,373.12
	PEMBINA PIPELINE CORP	32,665	52.28	1,707,726.20
	SUNCOR ENERGY	73,948	54.99	4,066,400.52
	TC ENERGY CORP	61,689	67.28	4,150,435.92
	TOURMALINE OIL CORP	20,945	65.96	1,381,532.20
	AGNICO EAGLE MINES	27,843	141.62	3,943,125.66
	BARRICK GOLD CORP	101,706	24.61	2,502,984.66
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	7,302	69.64	508,511.28
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	44,533	19.38	863,049.54
	FRANCO-NEVADA CORP	11,522	202.57	2,334,011.54
	IVANHOE MINES LTD-CL A	35,897	16.11	578,300.67
	KINROSS GOLD CORP	74,937	17.05	1,277,675.85
	LUNDIN MINING CORP	47,730	11.98	571,805.40
	NUTRIEN LTD	27,026	72.29	1,953,709.54

PAN AMERICAN SILVER CORP	24,343	35.51	864,419.93
TECK RESOURCES LTD-CL B	27,966	60.97	1,705,087.02
WEST FRASER TIMBER CO LTD	3,575	122.76	438,867.00
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	26,120	95.69	2,499,422.80
CAE INC	16,864	34.00	573,376.00
STANTEC INC	6,135	109.30	670,555.50
TOROMONT INDUSTRIES LTD	4,269	116.72	498,277.68
WSP GLOBAL INC	7,506	251.68	1,889,110.08
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORPORATION	20,483	28.18	577,210.94
GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	16,066	65.83	1,057,624.78
RB GLOBAL INC	9,865	130.99	1,292,216.35
THOMSON REUTERS CORP	9,577	253.21	2,424,992.17
AIR CANADA	6,737	18.15	122,276.55
CANADIAN NATL RAILWAY CO	31,884	147.82	4,713,092.88
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	54,877	112.01	6,146,772.77
TFI INTERNATIONAL INC	4,630	186.46	863,309.80
MAGNA INTERNATIONAL INC	14,682	54.99	807,363.18
GILDAN ACTIVEWEAR INC	10,000	74.26	742,600.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	17,311	91.67	1,586,899.37
CANADIAN TIRE CORP -CL A	2,586	157.66	407,708.76
DOLLARAMA INC	16,822	140.13	2,357,266.86
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	45,716	75.21	3,438,300.36
EMPIRE CO LTD 'A'	7,330	42.97	314,970.10
LOBLAW COMPANIES LTD	9,068	179.38	1,626,617.84
METRO INC	13,489	92.64	1,249,620.96
WESTON (GEORGE) LTD	3,705	224.17	830,549.85
SAPUTO INC	17,963	23.66	425,004.58
BANK MONTREAL	42,340	142.67	6,040,647.80
BANK NOVA SCOTIA	71,603	72.89	5,219,142.67
CANADIAN IMPERIAL BANK	53,925	88.52	4,773,441.00
NATIONAL BANK OF CANADA	22,772	126.49	2,880,430.28
ROYAL BANK OF CANADA	81,930	170.88	14,000,198.40
TORONTO-DOMINION BANK	99,612	82.86	8,253,850.32
BROOKFIELD ASSET MGMT-A	19,227	82.77	1,591,418.79
BROOKFIELD CORP	79,153	85.92	6,800,825.76
IGM FINANCIAL INC	3,890	44.66	173,727.40

	ONEX CORP	3,361	112.96	379,658.56
	TMX GROUP LTD	16,225	49.02	795,349.50
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,198	2,025.30	2,426,309.40
	GREAT-WEST LIFECO INC	15,674	52.39	821,160.86
	IA FINANCIAL CORP INC	5,415	132.52	717,595.80
	INTACT FINANCIAL CORP	9,967	275.05	2,741,423.35
	MANULIFE FINANCIAL CORP	100,823	42.91	4,326,314.93
	POWER CORP OF CANADA	29,992	46.77	1,402,725.84
	SUN LIFE FINANCIAL INC	32,024	84.18	2,695,780.32
	CGI INC - CL A	11,043	170.42	1,881,948.06
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,145	4,931.87	5,646,991.15
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	4,402	170.29	749,616.58
	OPEN TEXT CORP	15,045	42.26	635,801.70
	SHOPIFY INC - CLASS A	70,929	169.97	12,055,802.13
	BCE INC	3,102	33.70	104,537.40
	QUEBECOR INC -CL B	9,679	32.56	315,148.24
	ROGERS COMMUNICATIONS -CL B	22,766	38.51	876,718.66
	TELUS CORP	23,120	20.90	483,208.00
	ALTAGAS INCOME LTD	14,516	34.90	506,608.40
	BROOKFIELD RENEWABLE CORP	6,264	39.11	244,985.04
	CANADIAN UTILITIES LTD A	5,978	33.62	200,980.36
	EMERA INC	19,067	55.76	1,063,175.92
	FORTIS INC	29,864	62.33	1,861,423.12
	HYDRO ONE LTD	20,457	45.57	932,225.49
	FIRSTSERVICE CORP	2,028	245.47	497,813.16
	カナダドル 小計	2,389,462		180,169,410.73 (19,042,105,020)
ユーロ	ENI	134,339	13.81	1,855,490.26
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	32,706	15.76	515,610.09
	NESTE OIL OYJ	21,882	11.72	256,457.04
	OMV AG	12,138	37.78	458,573.64
	REPSOL SA	71,632	11.50	823,768.00
	TENARIS SA	27,420	18.43	505,350.60
	TOTALENERGIES SE	124,577	58.61	7,301,457.97
	AIR LIQUIDE	33,424	170.32	5,692,775.68
	AKZO NOBEL	9,224	57.48	530,195.52

ARCELORMITTAL	29,386	27.61	811,347.46
ARKEMA	2,197	81.50	179,055.50
BASF SE	52,265	48.35	2,527,012.75
COVESTRO AG-TEND	10,438	59.40	620,017.20
DSM-FIRMENICH AG	10,830	95.88	1,038,380.40
EVONIK INDUSTRIES AG	19,273	19.00	366,187.00
HEIDELBERG MATERIALS AG	8,131	143.50	1,166,798.50
STORA ENSO OYJ R	43,342	10.82	468,960.44
SYENSCO SA	3,676	81.23	298,601.48
SYMRISE AG	7,051	97.58	688,036.58
UPM KYMMENE OYJ	32,788	28.63	938,720.44
ACS ACTIV. CONST. Y SVCS	8,711	49.50	431,194.50
ACS ACTIVIDADES DE CONST-RTS	8,711	0.46	4,092.42
AIRBUS SE	34,697	167.90	5,825,626.30
ALSTOM	16,908	19.85	335,623.80
BOUYGUES ORD	11,344	31.26	354,613.44
BRENTAG SE	6,434	62.48	401,996.32
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	29,498	41.05	1,210,892.90
DASSAULT AVIATION SA	1,210	210.40	254,584.00
EIFFAGE	4,432	88.56	392,497.92
FERROVIAL SE	29,779	40.90	1,217,961.10
GEA GROUP AG	7,649	52.30	400,042.70
IMCD NV	3,050	151.35	461,617.50
KINGSPAN GROUP PLC	9,798	67.55	661,854.90
KNORR-BREMSE AG	5,221	77.65	405,410.65
KONE OYJ-B	19,254	49.80	958,849.20
LEGRAND SA	15,620	96.14	1,501,706.80
LEONARDO SPA	26,079	29.19	761,246.01
METSO CORPORATION	35,225	9.65	340,203.05
MTU AERO ENGINES AG	2,847	327.80	933,246.60
PRYSMIAN SPA	15,275	63.56	970,879.00
RATIONAL AG	268	875.50	234,634.00
REXEL SA	15,000	25.46	381,900.00
RHEINMETALL AG	2,442	706.40	1,725,028.80
SAFRAN SA	20,812	241.00	5,015,692.00
SAINT-GOBAIN	27,292	93.24	2,544,706.08

SCHNEIDER ELECTRIC SE	31,924	239.50	7,645,798.00
SIEMENS	43,875	208.05	9,128,193.75
SIEMENS ENERGY AG	37,924	56.88	2,157,117.12
THALES SA	5,540	155.50	861,470.00
VINCI S.A.	28,324	107.25	3,037,749.00
WARTSILA OYJ	30,397	19.16	582,406.52
BUREAU VERITAS SA	15,662	29.40	460,462.80
RANDSTAD NV	5,866	42.13	247,134.58
TELEPERFORMANCE	3,110	92.80	288,608.00
WOLTERS KLUWER	13,568	176.55	2,395,430.40
ADP	1,532	111.50	170,818.00
AENA SME SA	4,116	211.60	870,945.60
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	38,499	6.59	253,708.41
DHL GROUP	60,781	35.41	2,152,255.21
GETLINK	18,582	15.69	291,644.49
INPOST SA	17,408	15.98	278,179.84
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	16,786	77.62	1,302,929.32
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	3,480	72.95	253,866.00
CONTINENTAL AG	6,262	66.36	415,546.32
DR ING HC F PORSCHE AG	5,800	59.84	347,072.00
FERRARI NV	7,221	447.20	3,229,231.20
MERCEDES-BENZ GROUP AG	43,736	57.52	2,515,694.72
MICHELIN	41,067	33.05	1,357,264.35
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	8,889	37.41	332,537.49
RENAULT SA	11,301	48.68	550,132.68
STELLANTIS NV	107,012	12.67	1,356,270.08
VOLKSWAGEN AG-PFD	11,635	95.90	1,115,796.50
ADIDAS AG	9,192	259.50	2,385,324.00
HERMES INTERNATIONAL	1,841	2,759.00	5,079,319.00
KERING	4,318	251.90	1,087,704.20
LVMH	16,094	696.90	11,215,908.60
MONCLER SPA	12,416	62.02	770,040.32
PUMA SE	6,274	29.71	186,400.54
SEB SA	1,310	91.85	120,323.50
ACCOR	12,281	49.97	613,681.57
AMADEUS IT GROUP SA-A SHS	25,319	71.00	1,797,649.00



DELIVERY HERO SE	8,935	25.60	228,736.00
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	5,332	36.12	192,591.84
SODEXO	4,698	71.40	335,437.20
BOLLORE SE	51,405	5.67	291,723.37
CTS EVENTIM AG & CO KGAA	4,054	96.95	393,035.30
PUBLICIS GROUPE	13,443	107.65	1,447,138.95
SCOUT24 SE	4,128	94.10	388,444.80
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	47,953	26.38	1,265,000.14
D' IETEREN GROUP	1,617	165.60	267,775.20
INDITEX	62,116	52.74	3,275,997.84
PROSUS	76,659	38.49	2,950,604.91
ZALANDO SE	11,285	37.15	419,237.75
CARREFOUR	30,831	13.87	427,780.12
JERONIMO MARTINS	11,275	19.37	218,396.75
KESKO OYJ-B SHS	14,326	17.64	252,782.27
KONINKLIJKE AHOLD NV	52,445	35.02	1,836,623.90
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	50,369	48.61	2,448,437.09
DANONE (GROUPE)	38,398	66.22	2,542,715.56
DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	47,108	5.34	251,839.36
HEINEKEN HOLDING NV	7,127	58.65	417,998.55
HEINEKEN NV	16,000	67.32	1,077,120.00
JDE PEET'S BV	9,274	16.08	149,125.92
KERRY GROUP PLC-A	8,173	98.65	806,266.45
LOTUS BAKERIES	24	9,290.00	222,960.00
PERNOD-RICARD	11,584	105.60	1,223,270.40
BEIERSDORF AG	5,845	126.65	740,269.25
HENKEL AG & CO KGAA	6,247	73.40	458,529.80
HENKEL AG & CO KGAA -PFD	10,083	83.50	841,930.50
LOREAL	14,010	353.10	4,946,931.00
AMPLIFON SPA	6,606	26.19	173,011.14
BIOMERIEUX	2,374	114.20	271,110.80
CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	2,091	58.05	121,382.55
DIASORIN ITALIA SPA	1,418	102.15	144,848.70
ESSILORLUXOTTICA	17,372	270.70	4,702,600.40
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	14,072	47.02	661,665.44
FRESENIUS SE&CO KGAA	23,936	36.67	877,733.12

KONINKLIJKE PHILIPS	44,833	26.59	1,192,109.47
SIEMENS HEALTHINEERS AG	17,834	57.14	1,019,034.76
ARGENX SE	3,612	638.00	2,304,456.00
BAYER	54,521	21.22	1,156,935.62
EUROFINS SCIENTIFIC	6,490	51.12	331,768.80
GRIFOLS SA	14,240	8.45	120,413.44
IPSEN	1,866	121.50	226,719.00
MERCK KGAA	7,010	142.25	997,172.50
ORION OYJ-CLASS B	5,393	52.48	283,024.64
QIAGEN N. V.	12,358	40.55	501,116.90
RECORDATI SPA	5,195	59.65	309,881.75
SANOFI	65,797	103.72	6,824,464.84
SARTORIUS AG-VORZUG	1,716	256.10	439,467.60
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	1,435	213.20	305,942.00
UCB (GROUPE)	7,747	186.15	1,442,104.05
ABN AMRO BANK NV-CVA	30,543	16.24	496,018.32
AIB GROUP PLC	116,846	5.90	689,391.40
BANCO BILBAO VIZCAYA	328,517	11.63	3,822,295.29
BANCO BPM SPA	78,110	8.95	699,709.38
BANCO DE SABADELL SA	357,639	2.41	861,909.99
BANCO SANTANDER SA	904,812	5.62	5,092,281.93
BANK OF IRELAND GROUP PLC	52,138	9.85	513,559.30
BNP PARIBAS	59,550	68.26	4,064,883.00
BPER BANCA SPA	57,618	6.89	397,103.25
CAIXABANK	244,868	6.07	1,486,348.76
COMMERZBANK AG	56,376	18.94	1,068,043.32
CREDIT AGRICOLE SA	64,475	14.95	964,223.62
ERSTE GROUP BANK AG	16,907	63.52	1,073,932.64
FINECOBANK SPA	41,861	18.59	778,195.99
ING GROEP NV-CVA	187,019	15.92	2,977,342.48
INTESA SANPAOLO	853,697	4.34	3,712,728.25
KBC GROEP NV	12,855	75.96	976,465.80
MEDIOBANCA	29,447	16.37	482,047.39
NORDEA BANK ABP	180,364	11.58	2,088,615.12
SOCIETE GENERALE	41,916	34.95	1,465,173.78
UNICREDIT SPA	85,054	46.20	3,929,920.07

ADYEN NV	1,305	1,585.40	2,068,947.00
AMUNDI SA	2,812	68.40	192,340.80
CVC CAPITAL PARTNERS PLC	12,309	23.13	284,707.17
DEUTSCHE BANK NAMEN	111,998	18.68	2,092,346.63
DEUTSCHE BOERSE	10,513	240.90	2,532,581.70
EDENRED	15,236	32.44	494,255.84
EURAZEO SA	2,340	79.75	186,615.00
EURONEXT NV	4,500	112.80	507,600.00
EXOR NV	6,325	92.15	582,848.75
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	5,582	66.95	373,714.90
NEXI SPA	36,598	4.69	171,937.40
SOFINA	752	235.80	177,321.60
AEGON LTD	94,195	6.37	600,022.15
AGEAS	8,621	50.40	434,498.40
ALLIANZ SE-REG	22,614	316.90	7,166,376.60
ASR NEDERLAND NV	9,000	47.82	430,380.00
AXA SA	99,911	37.38	3,734,673.18
GENERALI	51,794	31.13	1,612,347.22
HANNOVER RUECKVERSICHERUNG SE	3,628	253.40	919,335.20
MUENCHENER RUECKVERSICH.	7,773	522.80	4,063,724.40
NN GROUP NV	17,527	43.89	769,260.03
POSTE ITALIANE SPA	25,777	14.60	376,473.08
SAMPO OYJ-A SHS	30,431	40.92	1,245,236.52
TALANX AG	2,850	82.45	234,982.50
UNIPOL ASSICURAZIONI SPA	22,848	13.42	306,620.16
BECHTLE AG	4,296	32.60	140,049.60
CAPGEMINI SA	9,097	178.50	1,623,814.50
DASSAULT SYSTEMES SA	38,993	40.49	1,578,826.57
NEMETSCHEK SE	3,320	120.00	398,400.00
SAP SE	60,284	273.65	16,496,716.60
NOKIA OYJ	300,315	4.62	1,387,605.45
CELLNEX TELECOM SA	30,696	32.41	994,857.36
DEUTSCHE TELEKOM	201,040	33.02	6,638,340.80
ELISA A	7,825	42.28	330,841.00
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	14,877	10.09	150,108.93
KPN (KON.)	227,886	3.51	800,107.74

	ORANGE	104,881	10.45	1,096,006.45
	TELECOM ITALIA ORD	489,749	0.28	138,109.21
	TELEFONICA	229,139	4.04	926,408.97
	ACCIONA SA	1,278	108.70	138,918.60
	E.ON SE	136,389	11.47	1,565,063.77
	EDP RENOVAVEIS SA	15,623	8.84	138,107.32
	ELIA GROUP SA/NV	1,604	63.10	101,212.40
	ENDESA	17,138	21.64	370,866.32
	ENEL	476,463	6.89	3,283,782.99
	ENERGIAS DE PORTUGAL SA	189,324	2.95	559,263.09
	ENGIE	100,082	15.74	1,575,791.09
	FORTUM OYJ	26,655	13.80	367,972.27
	IBERDROLA SA	358,277	13.59	4,870,775.81
	REDEIA CORP SA	23,296	16.34	380,656.64
	RWE STAMM	38,586	29.34	1,132,113.24
	SNAM SPA	115,930	4.46	517,975.24
	TERNA SPA	80,424	7.93	637,923.16
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	42,469	27.76	1,178,939.44
	VERBUND AG	3,916	72.55	284,105.80
	ASM INTERNATIONAL NV	2,832	554.40	1,570,060.80
	ASML HOLDING NV	23,068	715.30	16,500,540.40
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	4,300	118.25	508,475.00
	INFINEON TECHNOLOGIES	77,479	37.31	2,890,741.49
	STMICROELECTRONICS NV	37,319	21.59	805,903.80
	LEG IMMOBILIEN SE	3,774	80.32	303,127.68
	VONOVIA SE	43,373	30.46	1,321,141.58
	ユーロ 小計	10,646,125		319,252,159.81 (50,138,551,698)
イギリスポンド	BP PLC	908,824	4.29	3,898,854.96
	SHELL PLC-NEW	356,642	26.46	9,438,530.53
	ANGLO AMERICAN PLC	74,016	24.50	1,813,392.00
	ANTOFAGASTA PLC	22,358	17.83	398,754.93
	CRODA INTERNATIONAL PLC	8,013	31.11	249,284.43
	ENDEAVOUR MINING PLC	13,000	17.20	223,600.00
	GLENCORE PLC	587,098	3.54	2,080,968.86
	MONDI PLC	23,525	13.06	307,354.12

RIO TINTO PLC REG	65,081	50.26	3,270,971.06	
ASHTED GROUP PLC	25,115	50.86	1,277,348.90	
BAE SYSTEMS PLC	170,458	11.85	2,019,927.30	
BUNZL PLC	19,312	34.30	662,401.60	
DCC PLC	7,161	52.80	378,100.80	
MELROSE INDUSTRIES PLC	75,000	6.23	467,250.00	
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	490,992	6.06	2,975,411.52	
SMITHS GROUP PLC	20,046	20.52	411,343.92	
SPIRAX GROUP PLC	3,672	78.50	288,252.00	
EXPERIAN PLC	52,941	39.73	2,103,345.93	
INTERTEK GROUP PLC	10,295	50.80	522,986.00	
RELX PLC	107,318	40.43	4,338,866.74	
RENTOKIL INITIAL PLC	159,478	3.97	634,084.52	
BARRATT REDROW PLC	79,405	4.53	359,704.65	
BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	5,835	38.16	222,663.60	
PERSIMMON PLC	22,593	12.59	284,445.87	
TAYLOR WIMPEY PLC	251,048	1.19	301,006.55	
COMPASS GROUP PLC	95,106	27.34	2,600,198.04	
ENTAIN PLC	33,614	7.43	249,752.02	
INTERCONTINENTAL HOTELS	8,641	108.10	934,092.10	
PEARSON	34,302	13.21	453,300.93	
WHITBREAD PLC	10,170	27.67	281,403.90	
AUTO TRADER GROUP PLC	60,593	7.83	474,927.93	
INFORMA PLC	79,688	8.82	702,848.16	
WPP PLC	56,693	7.87	446,627.45	
JD SPORTS FASHION PLC	114,330	0.84	96,883.24	
KINGFISHER PLC	96,593	2.45	237,135.81	
NEXT PLC	7,235	98.02	709,174.70	
MARKS & SPENCER GROUP PLC	118,754	3.53	419,557.88	
SAINSBURY (J) PLC	82,018	2.64	216,691.55	
TESCO PLC	393,967	3.87	1,524,652.29	
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	20,881	18.69	390,265.89	
BRITISH AMERICAN TOBACCO	114,644	33.30	3,817,645.20	
COCA-COLA HBC AG-CDI	14,115	29.90	422,038.50	
DIAGEO	126,321	22.52	2,845,380.52	
IMPERIAL BRANDS PLC	45,617	28.25	1,288,680.25	

	HALEON PLC	498,018	3.78	1,882,508.04
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	39,541	52.60	2,079,856.60
	UNILEVER PLC	144,192	46.66	6,727,998.72
	SMITH & NEPHEW PLC	54,631	10.25	559,967.75
	ASTRAZENECA	89,498	117.86	10,548,234.28
	GSK PLC	238,969	14.79	3,535,546.35
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	8,586	22.94	196,962.84
	BARCLAYS	873,251	3.07	2,685,246.82
	HSBC HOLDINGS PLC (GB)	1,065,580	8.48	9,036,118.40
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	3,573,042	0.63	2,263,164.80
	NATWEST GROUP PLC	422,192	4.47	1,890,997.96
	STANDARD CHARTERED PLC	115,810	11.10	1,285,491.00
	3I GROUP PLC	55,147	40.27	2,220,769.69
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	18,246	11.01	200,888.46
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	28,035	117.60	3,296,916.00
	M&G PLC	118,170	2.14	253,001.97
	SCHRODERS PLC	42,161	3.71	156,501.63
	WISE PLC - A	45,000	11.31	508,950.00
	ADMIRAL GROUP PLC	15,031	27.79	417,711.49
	AVIVA PLC	152,469	5.14	783,995.59
	LEGAL & GENERAL GROUP	376,066	2.38	898,421.67
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	43,255	5.20	225,142.27
	PRUDENTIAL	158,898	6.77	1,076,375.05
	THE SAGE GROUP PLC	56,360	13.26	747,615.40
	HALMA PLC	20,296	28.96	587,772.16
	BT GROUP PLC	373,976	1.48	556,663.27
	VODAFONE GROUP PLC	1,387,940	0.68	943,799.20
	CENTRICA PLC	270,000	1.37	372,195.00
	NATIONAL GRID PLC	294,605	9.77	2,878,880.06
	SEVERN TRENT PLC	14,219	24.68	350,924.92
	SSE PLC	65,158	15.68	1,022,003.23
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	34,716	9.96	345,979.65
	イギリスポンド 小計	15,765,566		117,576,707.42 (22,105,596,762)
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	13,161	10.47	137,795.67
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	310	647.50	200,725.00

GIVAUDAN-REG	533	3,908.00	2,082,964.00	
HOLCIM LTD	30,195	94.20	2,844,369.00	
SIG GROUP AG	16,000	20.24	323,840.00	
SIKA AG-BR	8,973	233.30	2,093,400.90	
ABB LTD	91,999	49.60	4,563,150.40	
GEBERIT AG-REG	1,930	517.00	997,810.00	
SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,332	253.50	337,662.00	
SCHINDLER HOLDING-PART CERT	2,693	261.00	702,873.00	
VAT GROUP AG	1,440	348.00	501,120.00	
ADECCO GROUP AG-REG	9,959	22.28	221,886.52	
SGS SA	8,675	88.40	766,870.00	
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	2,789	204.10	569,234.90	
CIE FINANCIERE RICHEMON SA-(REGD)	31,083	176.90	5,498,582.70	
SWATCH GROUP AG (BEARER)	1,572	167.50	263,310.00	
AVOLTA AG	5,500	41.76	229,680.00	
BARRY CALLEBAUT AG-REG	189	992.50	187,582.50	
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	6	101,800.00	610,800.00	
LINDT & SPRUENGLI AG-PC	55	10,360.00	569,800.00	
NESTLE SA - REGISTERED	152,013	77.50	11,781,007.50	
ALCON INC	29,614	83.58	2,475,138.12	
SONOVA HOLDING AG-REG	2,788	306.50	854,522.00	
STRAUMANN HOLDING AG-REG	6,820	127.55	869,891.00	
BACHEM HOLDING AG-REG B	1,950	57.50	112,125.00	
GALDERMA GROUP AG	4,748	118.54	562,827.92	
LONZA GROUP AG-REG	4,282	613.00	2,624,866.00	
NOVARTIS	113,783	97.71	11,117,736.93	
ROCHE HOLDING AG-BR	1,944	306.20	595,252.80	
ROCHE HOLDING GENUSS	40,559	287.70	11,668,824.30	
SANDOZ GROUP AG	22,464	44.08	990,213.12	
BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	1,564	91.75	143,497.00	
JULIUS BAER GROUP LTD	11,775	58.70	691,192.50	
PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,287	1,418.00	1,824,966.00	
UBS GROUP AG	189,875	30.16	5,726,630.00	
BALOISE HOLDING AG - REG	2,334	166.30	388,144.20	
HELVETIA HOLDING AG-REG	2,500	160.30	400,750.00	
SWISS LIFE HOLDING AG-REG	1,612	753.20	1,214,158.40	

	SWISS RE LTD	17,799	141.15	2,512,328.85	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	8,505	563.20	4,790,016.00	
	TEMENOS AG - REG	3,520	78.65	276,848.00	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	8,298	90.12	747,815.76	
	SWISSCOM	1,625	515.00	836,875.00	
	BKW AG	807	152.30	122,906.10	
	SWISS PRIME SITE-REG	5,135	105.40	541,229.00	
	スイスフラン 小計	865,995		87,573,218.09 (14,627,354,617)	
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	13,081	376.70	4,927,612.70	
	HOLMEN AB-B SHARES	5,106	423.20	2,160,859.20	
	SCA SV CELLULOSA B	34,632	151.00	5,229,432.00	
	ADDTECH AB-B SHARES	15,005	324.40	4,867,622.00	
	ALFA LAVAL AB	18,494	470.30	8,697,728.20	
	ASSA ABLOY AB-B	57,678	333.10	19,212,541.80	
	ATLAS COPCO A	156,971	186.45	29,267,242.95	
	ATLAS COPCO B	85,638	164.20	14,061,759.60	
	BEIJER REF AB	23,000	168.10	3,866,300.00	
	EPIROC AB-A	37,140	212.70	7,899,678.00	
	EPIROC AB-B	22,442	186.60	4,187,677.20	
	INDUTRADE AB	14,669	307.40	4,509,250.60	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	8,081	288.90	2,334,600.90	
	LIFCO AB-B SHS	13,590	371.80	5,052,762.00	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	80,939	45.58	3,689,199.62	
	SAAB AB-B	13,350	227.50	3,037,125.00	
	SANDVIK AB	65,819	230.60	15,177,861.40	
	SKANSKA B	19,869	241.00	4,788,429.00	
	SKF AB-B	18,340	221.40	4,060,476.00	
	TRELLEBORG AB-B SHS	10,024	420.40	4,214,089.60	
	VOLVO AB-A SHS	8,748	311.40	2,724,127.20	
	VOLVO B	94,823	310.00	29,395,130.00	
	SECURITAS B	25,545	155.45	3,970,970.25	
	EVOLUTION AB	9,622	820.20	7,891,964.40	
	HENNES & MAURITZ B	33,524	150.80	5,055,419.20	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	37,905	277.30	10,511,056.50	
	GETINGE AB-B SHS	12,650	213.30	2,698,245.00	



	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	9,481	330.60	3,134,418.60	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN A	96,619	160.75	15,531,504.25	
	SVENSKA HANDELSBK A	81,670	124.80	10,192,416.00	
	SWEDBANK AB-A	50,623	245.60	12,433,008.80	
	EQT AB	22,258	368.80	8,208,750.40	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	6,848	393.60	2,695,372.80	
	INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	8,631	391.90	3,382,488.90	
	INVESTOR AB-B SHS	102,079	313.50	32,001,766.50	
	LUNDBERGS AB-B SHS	4,093	535.00	2,189,755.00	
	ERICSSON (LM) B	160,922	83.14	13,379,055.08	
	HEXAGON AB-B SHS	127,535	126.40	16,120,424.00	
	TELE2 AB-B SHS	34,520	122.95	4,244,234.00	
	TELIA CO AB	138,487	33.50	4,639,314.50	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	32,478	80.24	2,606,034.72	
	SAGAX AB-B	16,138	244.60	3,947,354.80	
	スウェーデンクローナ 小計	1,829,067		348,195,058.67 (4,836,429,364)	
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	17,052	243.00	4,143,636.00	
	EQUINOR ASA	50,840	262.75	13,358,210.00	
	NORSK HYDRO	72,015	68.58	4,938,788.70	
	YARA INTERNATIONAL ASA	9,449	334.00	3,155,966.00	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	4,500	1,286.00	5,787,000.00	
	MOWI ASA	35,512	216.40	7,684,796.80	
	ORKLA	39,803	103.70	4,127,571.10	
	SALMAR ASA	3,135	567.00	1,777,545.00	
	DNB BANK ASA	49,008	243.50	11,933,448.00	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	11,153	230.60	2,571,881.80	
	TELENOR ASA	38,789	140.70	5,457,612.30	
	ノルウェークローネ 小計	331,256		64,936,455.70 (877,291,516)	
デンマーククローネ	NOVONESIS (NOVOZYMES) B	21,687	409.70	8,885,163.90	
	ROCKWOOL A/S-B SHS	428	2,894.00	1,238,632.00	
	VESTAS WIND SYSYEMS A/S	63,220	107.00	6,764,540.00	
	A P MOLLER - MAERSK A/S - A	152	11,310.00	1,719,120.00	
	A P MOLLER-MAERSK A/S-B	251	11,560.00	2,901,560.00	
	DSV A/S	11,813	1,411.00	16,668,143.00	

	PANDORA A/S	5,523	1,347.00	7,439,481.00	
	CARLSBERG AS-B	5,476	792.00	4,336,992.00	
	COLOPLAST-B	6,800	783.80	5,329,840.00	
	DEMANT A/S	4,463	263.40	1,175,554.20	
	GENMAB A/S	3,603	1,384.50	4,988,353.50	
	NOVO NORDISK A/S-B	186,690	635.00	118,548,150.00	
	ZEALAND PHARMA A/S	3,689	736.50	2,716,948.50	
	DANSKE BANK A/S	38,806	218.50	8,479,111.00	
	TRYG A/S	16,595	147.50	2,447,762.50	
	ORSTED A/S	11,432	300.00	3,429,600.00	
	デンマーククローネ 小計	380,628		197,068,951.60 (4,148,301,431)	
オーストラリア ドル	SANTOS	176,138	7.04	1,240,011.52	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	105,494	24.83	2,619,416.02	
	BHP GROUP LTD	297,533	40.26	11,978,678.58	
	BLUESCOPE STEEL LTD	21,549	21.17	456,192.33	
	FORTESCUE LTD	97,584	19.36	1,889,226.24	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	25,493	53.78	1,371,013.54	
	MINERAL RESOURCES LTD	10,000	35.34	353,400.00	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	76,240	18.16	1,384,518.40	
	ORICA LTD	26,961	17.26	465,346.86	
	RIO TINTO LTD	22,145	120.18	2,661,386.10	
	SOUTH32 LTD	246,137	3.47	854,095.39	
	REECE LTD	12,870	23.41	301,286.70	
	SGH LTD	13,000	49.13	638,690.00	
	BRAMBLES LTD	82,936	19.61	1,626,374.96	
	COMPUTERSHARE LIMITED	28,589	35.22	1,006,904.58	
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	39,948	9.56	381,902.88	
	TRANSURBAN GROUP	188,093	13.26	2,494,113.18	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	31,473	74.81	2,354,495.13	
	LOTTERY CORP LTD/THE	123,601	4.93	609,352.93	
	CAR GROUP LTD	23,075	40.47	933,845.25	
	REA GROUP LTD	3,000	254.90	764,700.00	
	SEEK LTD	17,113	23.09	395,139.17	
	WESFARMERS LTD	67,388	77.06	5,192,919.28	
	COLES GROUP LTD	82,651	19.19	1,586,072.69	

	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	74,362	4.16	309,345.92	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	69,391	29.70	2,060,912.70	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	57,781	10.73	619,990.13	
	COCHLEAR LIMITED	4,360	313.04	1,364,854.40	
	PRO MEDICUS LTD	2,766	288.00	796,608.00	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	9,641	33.60	323,937.60	
	SONIC HEALTHCARE LTD	25,969	28.29	734,663.01	
	CSL LIMITED	27,778	272.87	7,579,782.86	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	175,836	30.95	5,442,124.20	
	COMMONWEALTH BANK OF AUST	96,513	162.64	15,696,874.32	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK	177,800	40.38	7,179,564.00	
	WESTPAC BANKING	203,007	34.00	6,902,238.00	
	ASX LTD	11,055	62.26	688,284.30	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	20,561	231.50	4,759,871.50	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	10,345	33.65	348,109.25	
	INSURANCE AUSTRALIA GRP.	137,266	8.90	1,221,667.40	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	129,252	3.99	515,715.48	
	QBE INSURANCE GROUP	95,484	20.30	1,938,325.20	
	SUNCORP GROUP LIMITED	66,731	20.29	1,353,971.99	
	WISETECH GLOBAL LTD	10,651	127.62	1,359,280.62	
	XERO LTD	8,985	184.90	1,661,326.50	
	TELSTRA GROUP LTD	268,091	3.95	1,058,959.45	
	ORIGIN ENERGY LIMITED	77,353	10.14	784,359.42	
	オーストラリアドル 小計	3,579,989		108,259,847.98 (10,291,181,148)	
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	64,661	8.75	565,783.75	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	36,015	34.60	1,246,119.00	
	INFRATIL LTD	53,502	10.91	583,706.82	
	MERCURY NZ LTD	40,719	6.40	260,601.60	
	MERIDIAN ENERGY LTD	64,034	5.84	374,278.73	
	ニュージーランドドル 小計	258,931		3,030,489.90 (260,258,472)	
香港ドル	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	178,448	38.95	6,950,549.60	
	SWIRE PACIFIC A	31,000	65.75	2,038,250.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO	84,500	102.50	8,661,250.00	
	MTR CORP	82,500	24.45	2,017,125.00	

	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	81,000	17.58	1,423,980.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	117,000	29.60	3,463,200.00	
	SANDS CHINA LTD	127,000	16.76	2,128,520.00	
	WH GROUP LTD	446,619	6.15	2,746,706.85	
	BOC HONG KONG HOLDINGS -R	189,500	25.70	4,870,150.00	
	HANG SENG BANK	39,600	98.95	3,918,420.00	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	69,800	309.00	21,568,200.00	
	AIA GROUP LTD	649,400	53.25	34,580,550.00	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	32,000	52.45	1,678,400.00	
	CLP HOLDINGS	100,000	64.25	6,425,000.00	
	HONG KONG & CHINA GAS	608,990	6.02	3,666,119.80	
	POWER ASSETS HOLDINGS LIMITED	73,500	49.90	3,667,650.00	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	98,448	31.85	3,135,568.80	
	HENDERSON LAND DEVELOPMEN	79,761	21.75	1,734,801.75	
	SINO LAND CO	198,600	7.61	1,511,346.00	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	80,000	70.80	5,664,000.00	
	WHARF HOLDINGS	77,000	19.00	1,463,000.00	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	81,000	19.30	1,563,300.00	
	香港ドル 小計	3,525,666		124,876,087.80 (2,426,342,385)	
シンガポールドル	KEPPEL LTD	80,200	6.79	544,558.00	
	SINGAPORE TECHNOLOGIES ENGINEERING	74,800	4.83	361,284.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	154,500	3.02	466,590.00	
	SINGAPORE AIRLINES	73,350	6.33	464,305.50	
	GENTING SINGAPORE LTD	319,700	0.74	238,176.50	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	106,600	3.26	347,516.00	
	DBS GROUP	114,380	44.32	5,069,321.60	
	OCBC BANK	199,350	17.27	3,442,774.50	
	UNITED OVERSEAS BANK	72,300	37.18	2,688,114.00	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	42,500	12.71	540,175.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	420,880	3.23	1,359,442.40	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	49,000	5.42	265,580.00	
	CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	153,900	2.47	380,133.00	
	シンガポールドル 小計	1,861,460		16,167,970.50 (1,811,297,735)	
イスラエルシェ	ICL LTD	39,375	21.40	842,625.00	

ケル	ELBIT SYSTEMS LTD	1,248	1,090.00	1,360,320.00	
	BANK HAPOLIM BM	80,240	47.49	3,810,597.60	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	82,181	46.72	3,839,496.32	
	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	64,227	26.81	1,721,925.87	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	8,698	174.00	1,513,452.00	
	NICE LTD	4,274	622.80	2,661,847.20	
	AZRIELI GROUP	2,465	300.20	739,993.00	
イスラエルシェケル 小計		282,708		16,490,256.99 (702,198,017)	
合 計		63,173,114		593,519,684,661 (593,519,684,661)	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権 証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWA WRT	1,063.00	—	
	カナダドル 小計		1,063.00	— (—)	
新株予約権証券合計				— (—)	
投資信託受 益証券	オーストラリアドル	APA GROUP	89,221	603,133.96	
	オーストラリアドル 小計		89,221	603,133.96 (57,333,914)	
	香港ドル	HKT TRUST AND HKT LTD	185,000	1,800,050.00	
	香港ドル 小計		185,000	1,800,050.00 (34,974,971)	
投資信託受益証券合計			274,221	92,308,885 (92,308,885)	
投資証券	アメリカドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	9,648	932,189.76	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	20,363	719,424.79	
		AMERICAN TOWER CORPORATION	26,409	5,011,107.75	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT INC	34,530	714,425.70	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	8,522	1,890,009.16	
		BXP INC	7,893	571,374.27	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	6,427	756,457.90	
		CROWN CASTLE INC	24,878	2,244,990.72	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	19,438	3,267,722.18	

	EQUINIX INC	5,500	5,160,870.00
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	11,689	776,383.38
	EQUITY RESIDENTIAL PPTY	18,842	1,358,885.04
	ESSEX PROPERTY TRUST	3,594	1,071,263.58
	EXTRA SPACE STORAGE INC	12,405	1,935,800.25
	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	15,190	749,474.60
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	40,061	806,027.32
	HOST HOTELS AND RESORTS INC	40,506	676,045.14
	INVITATION HOMES INC	35,025	1,107,140.25
	IRON MOUNTAIN INC	17,826	1,893,121.20
	KIMCO REALTY CORP	35,658	799,095.78
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	6,844	1,087,237.84
	MILLROSE PROPERTIES-W/I	6,791	156,125.09
	PROLOGIS INC	53,598	6,353,506.92
	PUBLIC STORAGE	9,274	2,808,909.12
	REALTY INCOME CORP	50,639	2,749,191.31
	REGENCY CENTERS CORP	10,530	768,163.50
	SBA COMMUNICATIONS CORP	6,543	1,341,315.00
	SIMON PROPERTY GROUP	18,395	3,314,227.15
	SUN COMMUNITIES INC	6,650	833,444.50
	UDR INC	17,830	766,511.70
	VENTAS INC	23,610	1,429,113.30
	VICI PROPERTIES INC	61,643	1,857,303.59
	WELLTOWER INC	35,922	5,114,933.58
	WP CAREY INC	14,129	792,636.90
	アメリカドル 小計	716,802	61,814,428.27 (9,352,522,997)
カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	5,069	208,640.04
	カナダドル 小計	5,069	208,640.04 (22,051,165)
ユーロ	COVIVIO (FP)	3,076	158,106.40
	GECINA SA	2,719	259,392.60
	KLEPIERRE	11,603	332,774.04
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	6,185	504,201.20
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	7,235	147,304.60
	ユーロ 小計	30,818	1,401,778.84

				(220,149,366)
イギリスポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC		32,132	190,542.76
	SEGRO PLC		79,162	565,533.32
イギリスポンド 小計			111,294	756,076.08 (142,149,863)
オーストラリアドル	GOODMAN GROUP		100,493	3,637,846.60
	GPT GROUP		111,587	513,300.20
	MIRVAC GROUP		228,843	442,811.20
	SCENTRE GROUP		297,027	1,096,029.63
	STOCKLAND		158,290	815,193.50
	VICINITY CENTERS		221,263	484,565.97
オーストラリアドル 小計			1,117,503	6,989,747.10 (664,445,359)
香港ドル	LINK REIT		147,800	4,951,300.00
香港ドル 小計			147,800	4,951,300.00 (96,203,759)
シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT		207,909	538,484.31
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST		407,890	803,543.30
シンガポールドル 小計			615,799	1,342,027.61 (150,347,353)
投資証券合計			2,745,085	10,647,869,862 (10,647,869,862)
合計				10,740,178,747 (10,740,178,747)

有価証券明細表注記

1. 券面総額欄の数値は、証券数又は口数を表示しております。
2. 通貨ごとの小計の欄における( )内は、邦貨換算額であります。
3. 合計金額欄の記載は、邦貨額であります。( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
4. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
5. 外貨建有価証券の通貨別内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入新株予約権 証券 時価比率	組入投資信託 受益証券 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ ドル	株式 570 銘柄	98.0%	—	—	—	76.5%
	投資証券 34 銘柄	—	—	—	2.0%	1.5%
カナダ ドル	株式 83 銘柄	99.9%	—	—	—	3.2%
	新株予約権 1 銘柄	—	—	—	—	—

	証券					
	投資証券 1 銘柄	—	—	—	0.1%	0.0%
ユーロ	株式 215 銘柄	99.6%	—	—	—	8.3%
	投資証券 5 銘柄	—	—	—	0.4%	0.0%
イギリス ポンド	株式 76 銘柄	99.4%	—	—	—	3.7%
	投資証券 2 銘柄	—	—	—	0.6%	0.0%
スイスフ ラン	株式 45 銘柄	100.0%	—	—	—	2.4%
スウェー デンクロ ーナ	株式 42 銘柄	100.0%	—	—	—	0.8%
ノルウェ ークロー ネ	株式 11 銘柄	100.0%	—	—	—	0.1%
デンマー ククロ ーネ	株式 16 銘柄	100.0%	—	—	—	0.7%
オースト ラリアド ル	株式 47 銘柄	93.4%	—	—	—	1.7%
	投資信託受 益証券 1 銘柄	—	—	0.5%	—	0.0%
	投資証券 6 銘柄	—	—	—	6.0%	0.1%
ニュージ ーランド ドル	株式 5 銘柄	100.0%	—	—	—	0.0%
香港ドル	株式 22 銘柄	94.9%	—	—	—	0.4%
	投資信託受 益証券 1 銘柄	—	—	1.4%	—	0.0%
	投資証券 1 銘柄	—	—	—	3.8%	0.0%
シンガポ ールドル	株式 13 銘柄	92.3%	—	—	—	0.3%
	投資証券 2 銘柄	—	—	—	7.7%	0.0%
イスラエ ルシエケ ル	株式 8 銘柄	100.0%	—	—	—	0.1%

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表(デリバティブ取引に関する注記)に記載したとおりであります。



## 2 【ファンドの現況】

### 【外国株式インデックス e】

#### 【純資産額計算書】

(2025年2月28日現在)

I 資産総額	29,545,772,224円
II 負債総額	38,030,627円
III 純資産総額 (I - II)	29,507,741,597円
IV 発行済口数	4,496,119,324口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	6.5629円
(1万口当たり純資産額)	(65,629円)

(参考)

### 外国株式マザーファンド

#### 純資産額計算書

(2025年2月28日現在)

I 資産総額	599,208,614,405円
II 負債総額	721,666,031円
III 純資産総額 (I - II)	598,486,948,374円
IV 発行済口数	80,146,694,379口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	7.4674円
(1万口当たり純資産額)	(74,674円)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換等

該当事項はありません。

##### (2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 譲渡制限

該当事項はありません。

##### (4) 振替受益権について

当ファンドの受益権は社振法の適用を受けます。

###### ① 受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

###### ② 受益権の譲渡

イ. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ. 上記イ. の申請のある場合には、上記イ. の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとします。ただし、上記イ. の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行われるよう通知するものとします。

ハ. 上記イ. の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

###### ③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

###### ④ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

###### ⑤ 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

###### ⑥ 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1)資本金の額（2025年2月28日現在）

資本金の額 : 20億円

発行可能株式総数 : 12,000株

発行済株式総数 : 3,000株

最近5年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

###### (2)委託会社の機構

###### ①会社の意思決定機構

会社が取締役（監査等委員である取締役を除く。）を10名以内、監査等委員である取締役を5名以内おきます。取締役は、株主総会において選任され、又は解任されます。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別するものとします。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。

また、監査等委員以外の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行います。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定します。また、代表取締役の中から社長1名を選定し、必要あるときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、会長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となります。当該取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位にしたがい、ほかの取締役がその職務を代行します。

取締役会を招集するには、各取締役に對して会日の3日前までに招集通知を發します。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができ、取締役の全員の同意があるときは、招集の手續を経ずに取締役会を開催することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行います。

###### ②投資運用の意思決定機構

[PLAN（計画）]

運用企画部担当役員を委員長とする運用・リスク委員会において、ファンドの運用戦略や運用スタイルなどを決定します。運用・リスク委員会で決定された運用の基本方針等に基づき、各運用部において、ファンドマネジャーが運用仕様・ガイドラインに基づき、運用の執行に関する方針を運用計画として策定しま

す。

#### [DO (実行)]

各運用部のファンドマネジャーは、運用計画に沿った運用の執行、ファンドの運用状況管理を行います。

各運用部の部長等は、各ファンドマネジャーの運用実施状況を確認します。

売買発注の執行は、各運用部からの運用の実行指図に基づき、各運用部から独立したトレーディング部のトレーダーが行います。

#### [CHECK (検証・評価)]

運用企画部は、運用部門において各運用部から独立した立場で、毎月開催される運用・リスク委員会（委員長は運用企画部担当役員）に運用パフォーマンスに係るモニタリング状況を報告します。

このモニタリング状況や討議内容は、各運用部の部長（委員会の構成員）からファンドマネジャーに速やかにフィードバックされ、ファンドの運用に反映されます。

また、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立した運用監理部が担当します。このモニタリング結果は、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告されます。

こうした牽制態勢のもと、PLAN-DO-CHECK の PDC サイクルによる一貫した運用プロセスにより、適切な運用体制を維持するよう努めています。

委託会社の機構は 2025 年 5 月 7 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言業務等の関連する業務を行っています。

2025 年 2 月 28 日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

	本数（本）	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	523	15,637,340
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	54	195,520
単位型公社債投資信託	52	169,578
合計	629	16,002,438

### 3【委託会社等の経理状況】

(1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

また、委託者の中間財務諸表は財務諸表等規則並びに同規則第 2 条、第 282 条及び第 306 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 委託者は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 38 期事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第 39 期事業年度の中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2024年6月3日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 上 和 彦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 中 洋 一

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要

な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,067	14,909
金銭の信託	14,693	18,596
前払費用	198	429
未収委託者報酬	9,147	10,943
未収運用受託報酬	5,815	5,967
未収収益	176	185
短期差入証拠金	3,541	3,660
その他	1,566	4,074
流動資産合計	58,207	58,767
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 255	※1 219
器具備品	※1 560	※1 436
有形固定資産合計	816	655
無形固定資産		
ソフトウェア	7,203	7,463
その他	40	61
無形固定資産合計	7,244	7,524
投資その他の資産		
投資有価証券	4,063	5,753
関係会社株式	5,636	6,077
繰延税金資産	1,181	1,196
その他	31	31
投資その他の資産合計	10,911	13,058
固定資産合計	18,972	21,238
資産合計	77,179	80,005



(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	49	86
未払金	7,174	8,475
未払収益分配金	0	0
未払手数料	4,586	5,524
その他未払金	2,588	2,951
未払費用	1,089	797
未払法人税等	726	694
賞与引当金	613	719
その他	303	957
流動負債合計	9,958	11,730
固定負債		
退職給付引当金	904	975
資産除去債務	153	154
その他	27	42
固定負債合計	1,086	1,171
負債合計	11,044	12,902
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	17,239	17,239
資本剰余金合計	17,239	17,239
利益剰余金		
利益準備金	500	500
その他利益剰余金		
別途積立金	2,100	2,100
繰越利益剰余金	44,755	45,974
利益剰余金合計	47,355	48,574
株主資本合計	66,595	67,813
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	49	360
繰延ヘッジ損益	△510	△1,071
評価・換算差額等合計	△460	△710
純資産合計	66,134	67,103
負債・純資産合計	77,179	80,005

## (2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	40,724	44,551
運用受託報酬	10,918	11,077
その他営業収益	351	356
営業収益合計	51,993	55,985
営業費用		
支払手数料	20,123	22,341
広告宣伝費	307	342
公告費	2	0
調査費	5,309	5,796
調査費	1,104	1,172
委託調査費	4,191	4,610
図書費	13	14
営業雑経費	5,842	5,887
通信費	77	78
印刷費	419	439
協会費	58	56
諸会費	38	29
情報機器関連費	5,153	5,193
その他営業雑経費	94	89
営業費用合計	31,585	34,369
一般管理費		
給料	6,451	6,981
役員報酬	318	385
給料・手当	5,144	5,432
賞与	987	1,163
退職給付費用	252	278
福利費	671	747
交際費	7	13
旅費交通費	122	191
租税公課	289	276
不動産賃借料	327	328
寄付金	—	0
減価償却費	1,698	2,239
業務委託費	1,277	1,544
諸経費	1,454	1,637
一般管理費合計	12,553	14,239
営業利益	7,854	7,376

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外収益		
受取利息	57	138
収益分配金	4	0
金銭の信託運用益	—	4,007
投資有価証券売却益	738	1
投資有価証券償還益	121	1
デリバティブ利益	565	—
その他	11	12
営業外収益合計	1,499	4,162
営業外費用		
金銭の信託運用損	158	—
投資有価証券売却損	16	33
投資有価証券償還損	—	1
為替差損	1,227	1,273
デリバティブ費用	—	3,613
その他	32	3
営業外費用合計	1,435	4,925
経常利益	7,918	6,613
税引前当期純利益	7,918	6,613
法人税、住民税及び事業税	2,350	1,931
法人税等調整額	119	95
法人税等合計	2,470	2,027
当期純利益	5,448	4,585

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	41,948	44,548	63,788
当期変動額					
剰余金の配当			△2,641	△2,641	△2,641
当期純利益			5,448	5,448	5,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	2,807	2,807	2,807
当期末残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	941	△509	431	64,219
当期変動額				
剰余金の配当				△2,641
当期純利益				5,448
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△891	△0	△891	△891
当期変動額合計	△891	△0	△891	1,915
当期末残高	49	△510	△460	66,134

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	44,755	47,355	66,595
当期変動額					
剰余金の配当			△3,367	△3,367	△3,367
当期純利益			4,585	4,585	4,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	1,218	1,218	1,218
当期末残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	49	△510	△460	66,134
当期変動額				
剰余金の配当				△3,367
当期純利益				4,585
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	310	△560	△250	△250
当期変動額合計	310	△560	△250	968
当期末残高	360	△1,071	△710	67,103

## 注記事項

(重要な会計方針)

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

#### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

### 3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

### 5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

### 6. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : 発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

### 7. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### (1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

#### (2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

#### (3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

#### (4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

### 8. ヘッジ会計の会計処理

#### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

#### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

#### (3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

#### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

9. グループ通算制度の適用  
グループ通算制度を適用しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
建 物	184	百万円	220	百万円
器具備品	681	〃	823	〃
計	866	〃	1,044	〃

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	2,641	880,447	2022年3月31日	2022年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株 式	3,367	利益剰余金	1,122,459	2023年3月31日	2023年6月26日

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,367	1,122,459	2023年3月31日	2023年6月26日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の 種類	配当金の 総額(百万円)	配当金の 原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株 式	2,943	利益剰余金	981,032	2024年3月31日	2024年6月21日

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。



## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、資金運用については、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

金銭の信託及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針8. ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。

未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリー毎に管理しております。

##### ①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領に基づき定期的に債権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

デリバティブ取引は、取引相手先として高格付けを有する金融機関に限定しております。

##### ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部について為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデリバティブ取引を利用しております。

##### ③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### 2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項を適用した組合出資金等及び、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（(1) \*2、\*3 及び (注2) 参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
前事業年度 (2023年3月31日)

区 分	貸借対照表計上額 (百万円) (*1)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託(*2)	1,029	12,703	—	13,733
投資有価証券(*3)				
その他有価証券	—	3,844	—	3,844
資産計	1,029	16,547	—	17,577
デリバティブ取引(*4)				
株式関連取引	(10)	—	—	(10)
通貨関連取引	—	(136)	—	(136)
デリバティブ取引計	(10)	(136)	—	(147)

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等 (貸借対照表計上額 960 百万円) は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は 14,693 百万円であります。

(\*3) 投資有価証券のうち、組合出資金等 (貸借対照表計上額 218 百万円) は上記に含めておりません。

(\*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度 (2024年3月31日)

区 分	貸借対照表計上額 (百万円) (*1)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託(*2)	1,530	16,048	—	17,579
投資有価証券(*3)				
その他有価証券	—	4,517	—	4,517
資産計	1,530	20,565	—	22,096
デリバティブ取引(*4)				
株式関連取引	(268)	(262)	—	(530)
通貨関連取引	—	21	—	21
デリバティブ取引計	(268)	(241)	—	(509)

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等 (貸借対照表計上額 1,017 百万円) は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は 18,596 百万円であります。

(\*3) 投資有価証券のうち、非上場株式 (貸借対照表計上額 876 百万円) 及び組合出資金等 (貸借対照表計上額 359 百万円) は上記に含めておりません。

(\*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間 (1 年以内) で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスク

の対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

#### デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
投資有価証券	0	876
関係会社株式	5,636	6,077

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	23,067	—	—	—
未収委託者報酬	9,147	—	—	—
未収運用受託報酬	5,815	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	594	2,144	38

当事業年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	14,909	—	—	—
未収委託者報酬	10,943	—	—	—
未収運用受託報酬	5,967	—	—	—
投資有価証券 投資信託	—	1,829	807	—

(有価証券関係)

#### 1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
子会社株式	5,636	6,077

2. その他有価証券

前事業年度 (2023年3月31日)

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	986	622	364
小計	986	622	364
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,857	3,150	△292
小計	2,857	3,150	△292
合計	3,844	3,772	71

当事業年度 (2024年3月31日)

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	3,394	2,593	800
小計	3,394	2,593	800
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,123	1,410	△287
小計	1,123	1,410	△287
合計	4,517	4,004	513

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりません。  
 なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

区分	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
非上場株式	0	876
組合出資金等	218	359

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	3,429	738	16

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	185	1	33

## (デリバティブ取引関係)

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

前事業年度 (2023年3月31日)

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	5,923	—	△21	△21
	英ポンド	256	—	△6	△6
	カナダドル	109	—	△1	△1
	スイスフラン	163	—	△2	△2
	香港ドル	202	—	△0	△0
	ユーロ	651	—	△19	△19
	買建 米ドル	152	—	3	3
	合計	7,458	—	△48	△48

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度 (2024年3月31日)

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	6,735	—	4	4
	英ポンド	288	—	0	0
	カナダドル	145	—	△0	△0
	スイスフラン	180	—	0	0
	香港ドル	217	—	0	0
	ユーロ	664	—	3	3
合計	8,231	—	10	10	

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

## (2) 株式関連

前事業年度（2023年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	12,195	—	△9	△9
	債券先物取引 売建	182	—	△0	△0
合計		12,378	—	△10	△10

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2024年3月31日）

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,306	—	△268	△268
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	4,184	—	△262	△262
合計		14,490	—	△530	△530

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

前事業年度（2023年3月31日）

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式			
	米ドル		1,729	—	△6
	英ポンド		3,228	—	△81
	スイスフラン		20	—	△0
	香港ドル		83	—	△0
	ユーロ		21	—	△0
合計			5,082	—	△88

当事業年度（2024年3月31日）

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式			
	米ドル		2,126	—	1
	英ポンド		4,586	—	7
	スイスフラン		28	—	0
	香港ドル		83	—	0
	ユーロ		63	—	0
	シンガポールドル		448	—	1
合計			7,337	—	10

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
退職給付債務の期首残高		820		911
勤務費用		133		149
利息費用		3		3
数理計算上の差異の発生額		6		11
退職給付の支払額		△57		△85
簡便法で計算した退職給付費用		6		1
退職給付債務の期末残高		911		993

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
非積立型制度の退職給付債務		911		993
未認識数理計算上の差異		△6		△17
貸借対照表に計上された負債と資産の純額		904		975
退職給付引当金		904		975
貸借対照表に計上された負債と資産の純額		904		975

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
勤務費用		133		149
利息費用		3		3
数理差異償却		—		0
簡便法で計算した退職給付費用		6		1
確定給付制度に係る退職給付費用		142		155

(5) 年金資産に関する事項

該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
割引率		0.4%		0.4%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 109 百万円、当事業年度 122 百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)		当事業年度 (2024年3月31日)	
繰延税金資産				
未払事業税	58	百万円	63	百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	187	〃	220	〃
退職給付引当金損金算入限度超過額	277	〃	298	〃
税務上の費用認識差額	412	〃	256	〃
繰延ヘッジ損益	225	〃	472	〃
その他	75	〃	78	〃
繰延税金資産 合計	1,236	〃	1,390	〃
繰延税金負債				
有価証券評価差額	△21	〃	△159	〃
その他	△32	〃	△35	〃
繰延税金負債 合計	△54	〃	△194	〃
繰延税金資産の純額	1,181	〃	1,196	〃

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針7. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報



(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	9,887 百万円

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	10,223 百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	-	営業上の取引役員の兼任	運用受託報酬	9,593	未収運用受託報酬	5,271
							投信販売代行手数料等	9,445	未払手数料	2,029

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

② 投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

当事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	342,037	信託業務及び銀行業務	—	営業上の取引役員の兼任	運用受託報酬	9,926	未収運用受託報酬	5,520
							投信販売代行手数料等	10,187	未払手数料	2,482

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

① 運用受託報酬

各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。

② 投信販売代行手数料等

ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

該当事項はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

### (1) 親会社情報

前事業年度（2023 年 3 月 31 日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（2024 年 3 月 31 日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

### (1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
1 株当たり純資産額	22,044,962 円 63 銭	22,367,677 円 92 銭
1 株当たり当期純利益金額	1,816,227 円 49 銭	1,528,527 円 02 銭

(注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)
当期純利益	5,448 百万円	4,585 百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る当期純利益	5,448 百万円	4,585 百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000 株	3,000 株

# 独立監査人の中間監査報告書

2024年12月2日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 上 和 彦

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 中 洋 一

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 39 期中間会計期間末

(2024 年 9 月 30 日)

資産の部		
流動資産		
現金及び預金		15,957
金銭の信託		18,219
未収委託者報酬		11,990
未収運用受託報酬		6,429
短期差入証拠金		2,431
その他		4,238
流動資産合計		59,268
固定資産		
有形固定資産	※1	592
無形固定資産		
ソフトウェア		6,988
その他		59
無形固定資産合計		7,047
投資その他の資産		
投資有価証券		6,615
関係会社株式		6,077
繰延税金資産		1,127
その他		30
投資その他の資産合計		13,850
固定資産合計		21,491
資産合計		80,759
負債の部		
流動負債		
未払金		8,431
未払法人税等		1,202
賞与引当金		424
その他	※2	2,306
流動負債合計		12,364
固定負債		
退職給付引当金		1,035
資産除去債務		154
その他		53
固定負債合計		1,244
負債合計		13,608

(単位：百万円)

## 第 39 期中間会計期間末

(2024 年 9 月 30 日)

純資産の部		
株主資本		
資本金		2,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		17,239
資本剰余金合計		17,239
利益剰余金		
利益準備金		500
その他利益剰余金		
別途積立金		2,100
繰越利益剰余金		45,816
利益剰余金合計		48,416
株主資本合計		67,655
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		453
繰延ヘッジ損益		△958
評価・換算差額等合計		△504
純資産合計		67,150
負債・純資産合計		80,759

## 中間損益計算書

(単位：百万円)

## 第 39 期中間会計期間

(自 2024 年 4 月 1 日

至 2024 年 9 月 30 日)

営業収益		
委託者報酬		24,956
運用受託報酬		6,026
その他営業収益		187
営業収益合計		31,169
営業費用		18,985
一般管理費	※1	7,504
営業利益		4,678
営業外収益	※2	193
営業外費用	※3	976
経常利益		3,896
特別損失		61
税引前中間純利益		3,835
法人税、住民税及び事業税		1,202
法人税等還付税額		△129
法人税等調整額		△22
法人税等合計		1,050
中間純利益		2,785

中間株主資本等変動計算書

第 39 期中間会計期間（自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日）

（単位：百万円）

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	17,239	17,239
当中間期変動額			
剰余金の配当			
中間純利益			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	2,000	17,239	17,239

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	500	2,100	45,974	48,574	67,813
当中間期変動額					
剰余金の配当			△2,943	△2,943	△2,943
中間純利益			2,785	2,785	2,785
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	—	—	△157	△157	△157
当中間期末残高	500	2,100	45,816	48,416	67,655

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	360	△1,071	△710	67,103
当中間期変動額				
剰余金の配当				△2,943
中間純利益				2,785
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）	92	112	205	205
当中間期変動額合計	92	112	205	47
当中間期末残高	453	△958	△504	67,150

## 注記事項

(重要な会計方針)

第 39 期中間会計期間  
(自 2024 年 4 月 1 日  
至 2024 年 9 月 30 日)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手

可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) デリバティブ

時価法によっております。

#### (3) 金銭の信託

時価法によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定額法によっております。

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上してしております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上してしております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : 発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異 : 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用してしております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

#### (1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」という。)に応じて手数料を受領してしております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドの AUM に固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

#### (2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領してしております。当該収益は、年 4 回等契約で定められた時期に各ファンドの AUM に固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

#### (3) 投資助言業務

当社は、投資顧問(助言)契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領してしております。当該収益は、年 4 回等契約で定められた時期に各ファンドの AUM に固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。



(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

7. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

第 39 期中間会計期末 (2024 年 9 月 30 日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	1,128 百万円
※2 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第 39 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	83 百万円
無形固定資産	1,211 百万円
※2 営業外収益の主要項目	
投資有価証券売却益	149 百万円
※3 営業外費用の主要項目	
金銭の信託運用損	263 百万円
投資有価証券償還損	239 百万円
為替差損	146 百万円
デリバティブ費用	138 百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第39期中間会計期間(自2024年4月1日至2024年9月30日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	3,000	—	—	3,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	2,943	981,032	2024年3月31日	2024年6月21日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの  
該当事項はありません。

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

第39期中間会計期間末(2024年9月30日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。)第24-3項を適用した投資信託及び第24-16項を適用した組合出資金等は、次表には含まれておりません((1)\*2及び(注2)、(注3)参照)。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区 分	中間貸借対照表計上額 (百万円) (*1)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	2,561	15,657	—	18,219
投資有価証券(*2)				
その他有価証券	—	3,269	—	3,269
資産計	2,561	18,927	—	21,488
デリバティブ取引(*3)				
株式関連取引	(281)	(230)	—	(511)
通貨関連取引	—	(286)	—	(286)
デリバティブ取引計	(281)	(517)	—	(798)

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で示しております。

(\*2) 投資有価証券のうち、非上場株式（中間貸借対照表計上額 876 百万円）、時価算定適用指針第 24-3 項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託（中間貸借対照表計上額 1,991 百万円）及び第 24-16 項を適用した組合出資金等（中間貸借対照表計上額 478 百万円）は上記に含めておりません。

(\*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1 年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性にに基づき、レベル 1 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。時価算定適用指針第 24-3 項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付していません。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル 1 の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンズワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

(注 2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次の通りであります。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
投資有価証券	876
関係会社株式	6,077

(注3) 時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報  
第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券(その他有価証券)	-	-	△8	2,000	1,991	-	1,991	-

(注) 決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが1,991百万円であります。

(有価証券関係)

第39期中間会計期間末(2024年9月30日)

1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額
子会社株式	6,077

2. その他有価証券

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他	3,010	2,306	704
小計	3,010	2,306	704
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,249	2,306	△57
小計	2,249	2,306	△57
合計	5,260	4,613	647

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額876百万円)及び組合出資金等(中間貸借対照表計上額478百万円)は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第39期中間会計期間(自2024年4月1日至2024年9月30日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約取引 売建				
	米ドル	5,053	—	△83	△83
	英ポンド	173	—	△5	△5
	カナダドル	130	—	△2	△2
	スイスフラン	74	—	△1	△1
	香港ドル	120	—	△1	△1
	ユーロ	461	—	△9	△9
	買建				
	米ドル	42	—	△0	△0
	ユーロ	11	—	△0	△0
合計		6,068	—	△104	△104

(注) 上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

(2)株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	10,399	—	△281	△281
店頭	トータルリターンスワップ取引 売建	5,524	—	△230	△230
合計		15,923	—	△511	△511

(注) 上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

ヘッジ 会計の方法	デリバティブ取引 の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券 関係会社株式			
	米ドル		1,833	—	△30
	英ポンド		4,463	—	△137
	スイスフラン		49	—	△0
	香港ドル		95	—	△1
	ユーロ		31	—	△0
	シンガポールドル		433	—	△11
合計			6,906	—	△182

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

第39期中間会計期間(自2024年4月1日至2024年9月30日)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存

在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第 39 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

第 39 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
三井住友信託銀行株式会社	5,620 百万円

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第 39 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第 39 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第 39 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	第 39 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
1 株当たり純資産額	22,383,579 円 15 銭
1 株当たり中間純利益	928,397 円 37 銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	

(注) 1 株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第 39 期中間会計期間 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2024 年 9 月 30 日)
中間純利益	2,785 百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	2,785 百万円
普通株式の期中平均株式数	3,000 株

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

##### (1) 自己又はその役員との取引

自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

##### (2) 運用財産相互間の取引

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

##### (3) 通常の見取条件と異なる条件での親法人等又は子法人等との取引

通常の見取条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

##### (4) 親法人等又は子法人等の利益を図るためにする不必要な取引

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

##### (5) その他親法人等又は子法人等が関与する不適切な行為

上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5 【その他】

##### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

2025年5月7日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

追加型証券投資信託  
外国株式インデックスe  
約 款

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社



追加型証券投資信託  
外国株式インデックス e

運用の基本方針

約款第18条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国を除く世界の主要国の株式に投資する外国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。このほか、株式等に直接投資することもあります。

(2) 投資態度

- ① 株式への実質投資は、わが国を除く世界の主要国の株式に分散投資を行い、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ② 株式への実質投資割合は、原則として高位（90%以上）とします。
- ③ 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、株価指数先物取引等を活用することがあります。このため、株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑤ 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑥ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じたときおよびこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは信託財産の規模が上記の運用をするに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。
- ⑦ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
- ⑨ 信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

3. 投資制限

- ① 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時

において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑨ デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。ただし、この投資信託において取引可能なものに限ります。）について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

#### 4. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額。）等の全額とします。なお、前期から繰り越された分配準備積立金および収益調整金は、全額分配に使用することがあります。
- ② 分配金額については、委託者が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託  
外国株式インデックス e  
約款

**(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)**

第1条 この信託は、証券投資信託であり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

- ② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**(信託の目的および金額)**

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

**(信託金の限度額)**

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

**(信託期間)**

第4条 この信託の信託期間は、信託契約締結日から第47条第8項、第49条第1項、第50条第1項、第51条第1項および第53条第2項の規定による信託期間終了の日までとします。

**(受益権の取得申込みの勧誘の種類)**

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

**(当初の受益者)**

第6条 この信託契約締結当初の受益者は委託者のみとします。

- ② 追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

**(受益権の分割および再分割)**

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)**

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。
- ③ 信託財産に属する外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ④ 第30条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

**(信託日時の異なる受益権の内容)**

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、この信託契約締結により生じた受益権については信託設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

### (受益権の申込単位、価額および手数料等)

第12条 販売会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関のうち、委託者の指定する者をいいます。以下同じ。）

は、第7条第1項の規定により分割される受益権につき、その取得申込者に対し、販売会社が定める申込単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得申込みに応ずることができるものとします。

この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について、受益権取得申込者と販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円とします。

④ 前項の手数料の額は、販売会社が別に定めるところによるものとします。

⑤ 前2項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第39条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑥ 第1項の規定にかかわらず、前項に該当する場合を除き、ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所が休業日の場合は、受益権の取得申込みを受けけないものとし、金融商品取引所等（金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所所有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）および外国金融商品市場（金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場所有価証券の

売買または金融商品取引法第28条第8項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。)をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者は受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みを取り消すことができます。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

#### (投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。)
  - ハ. 金銭債権(上記イ、ロおよび下記ニに掲げるものに該当するものを除きます。)
  - ニ. 約束手形(上記イに掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### (運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「外国株式マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券および次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に定める特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律に定める優先出資証券または優先出資引受権を表示する

## 証書

9. 資産の流動化に関する法律に定める優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  10. コマーシャル・ペーパー
  11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
  13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
  14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドおよび上場投資信託を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### (利害関係人等との取引等)

- 第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条ないし第28条、第30条、第34条ないし第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。
- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
  - ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第22条ないし第28条、第30条、第34条ないし第36条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。
  - ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

### (運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

### (投資する株式等の範囲)

- 第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所等に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

### (同一銘柄の株式等への投資制限)

- 第20条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
  - ③ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該

転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (信用取引の指図範囲)

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額の合計額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### (先物取引等の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### (スワップ取引の運用指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行う



ことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### **(有価証券の貸付の指図および範囲)**

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 信託財産の一部解約等の事由により、前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたり、担保の受入れが必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### **(公社債の空売りの指図および範囲)**

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない公社債または第28条の規定により借入れた公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた公社債の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### **(公社債の借入れの指図および範囲)**

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり、担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の借入れの指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

#### **(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)**

第29条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### **(外国為替予約取引の指図)**

第30条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に係る外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額

をいいます。

#### (信託業務の委託等)

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みません。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (混蔵寄託)

第32条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託することができるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第33条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第34条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第35条 委託者は、前条の規定による一部解約代金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第36条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じ

る場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### (損益の帰属)

第37条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金の立替え)

第38条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第39条 この信託の計算期間は、毎年2月8日から翌年2月7日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成22年4月6日から平成23年2月7日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告等)

第40条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用)

第41条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の額および支弁の方法)

第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の50の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配)

第43条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項においてみなし配当等収益とは、マザーファンドの配当等収益にマザーファンドの受益権総口数に占める信託財産に属するマザーファンドの受益権口数の割合を乗じて得た額をいいます。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金は、第47条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 第1項、第3項および第4項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとしします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。
- ⑦ 前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額（ただし、第12条第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を除きます。以下本項において同じ。）と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当

該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第46条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第44条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第44条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (信託契約の一部解約)

第47条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

⑤ 委託者は、ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所が休業日の場合は、第1項による一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

⑧ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、第49条の規定を準用するものとします。

#### (質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第48条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

#### (信託契約の解約)

第49条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を

記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

#### **（信託契約に関する監督官庁の命令）**

第50条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、第54条の規定にしたがいます。

#### **（委託者の登録取消等に伴う取扱い）**

第51条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第54条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### **（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）**

第52条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### **（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）**

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第54条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### **（信託約款の変更等）**

第54条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属すると

きの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### (反対者の買取請求権)

第55条 (削除)

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第56条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

#### (運用状況に係る情報の提供)

第56条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により受益者に提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

#### (公告)

第57条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第58条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者の協議により定めます。

#### (付則)

第1条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成22年4月6日

委託者 中央三井アセットマネジメント株式会社

受託者 中央三井アセット信託銀行株式会社